



市章

# 大和高田市公報



市の木：さざんか

## 目次

### 条例

- 大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………(生活安全課)……8
- 大和高田市実費弁償条例の一部を改正する条例……………(人事課)……8
- 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び大和高田市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例……………(〃)……9
- 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………(〃)……9
- 大和高田市一般職の職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例……(〃)……10
- 大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……(〃)……10
- 大和高田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例……(〃)……10
- 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例……………(社会福祉課)……12
- 大和高田市新型インフルエンザ等対策本部条例……………(健康増進課)……12
- 大和高田市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な市道の構造の基準に関する条例……………(土木管理課)……13
- 大和高田市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例……………(都市計画課)……21
- 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例……(人事課)……25
- 大和高田市水道事業給水条例の一部を改正する条例……………(水道総務課)……26
- 大和高田市消防団に関する条例の一部を改正する条例……………(自治振興課)……27

### 規則

- 大和高田市児童手当事務処理規則の一部を改正する規則……………(児童福祉課)……27
- 大和高田市下水道条例施行規則の一部を改正する規則……………(下水道課)……37
- ふるさと大和高田応援寄附金条例施行規則の一部を改正する規則……(企画法制課)……41
- 大和高田市行政組織規則の一部を改正する規則……………(〃)……42
- 市長等の事務の引継ぎに関する規則の一部を改正する規則……………(秘書課)……43

### 訓令

- 大和高田市固定資産家屋評価計算システム導入事業者選定委員会設置要綱……………(税務課)……43

### 告示

- 平成25年度大和高田市一般会計予算等の要領の公表……………(財政課)……44
- 引取りのない自転車等の処分……………(生活安全課)……85
- 平成25年度固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧……………(税務課)……85
- し尿くみ取り手数料集金事務委託の告示……………(環境衛生課)……86
- 使用料収納事務委託の告示……………(〃)……86
- 大和高田市公共施設等防犯カメラ設置要綱……………(生活安全課)……86

○大和高田市新型インフルエンザ等対策本部運営要綱……………	(健康増進課)	……87
○大和高田市法定外公共物の売払いに関する事務取扱要綱……………	(財産管理課)	……89
○大和高田市指定地域密着型サービス事業者の記録の整備に関する要綱・(介護保険課)		……93
○指定管理者の指定……………	(社会福祉課)	……95
○指定管理者の指定……………	( 〃 )	……95
○平成25年度固定資産の評価等の固定資産課税台帳への登録……………	(税務課)	……96
○公共工事発注見通しの公表……………	(契約監理室)	……96
○放置自転車等の移動・保管……………	(生活安全課)	……101

**公告**

○大和高田市都市再生整備事業の計画・設計業務に関する条件付き一般競争入札公告……………	(契約監理室)	……102
○敷枝築山地内管渠工事(54)・給配水管移設工事(G54)に関する条件付き一般競争入札公告……………	( 〃 )	……104
○土枝土庫2丁目地内管渠工事(57)・給配水管移設工事(G57)に関する条件付き一般競争入札公告……………	( 〃 )	……107
○敷枝築山地内管渠工事(60)・給配水管移設工事(G60)に関する条件付き一般競争入札公告……………	( 〃 )	……109
○農用地利用集積計画の縦覧……………	(産業振興課)	……111

**教育委員会**

○大和高田市立学校外国人講師配置等業務プロポーザル選定委員会設置要綱を廃止する訓令……………	(学校教育課)	……112
○教育委員会3月定例委員会の招集……………	(教育総務課)	……112
○教育委員会3月臨時委員会の招集……………	( 〃 )	……112
○教育委員会3月臨時委員会の招集……………	( 〃 )	……112
○教育委員会3月臨時委員会の招集……………	( 〃 )	……113
○児童ホーム臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示……………	(学校教育課)	……113

**選挙管理委員会**

○平成25年3月2日現在の大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1の数等……………	(選挙管理委員会)	……114
○選挙管理委員会の招集……………	( 〃 )	……114
○農業委員会の委員の選挙権を有する者の2分の1の数……………	( 〃 )	……115
○大和高田市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程……………	( 〃 )	……115

**農業委員会**

○農業委員会4月定例委員会の招集……………	(農業委員会)	……116
-----------------------	---------	-------

**公平委員会**

○大和高田市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………	(企画法制課)	……116
-------------------------------------	---------	-------

**公営企業**

○大和高田市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する規程(水道工務課)		……116
○大和高田市水道事業決裁規程の一部を改正する規程……………	(水道総務課)	……119
○水道料金等の収納事務の委託……………	( 〃 )	……119
○指定給水装置工事事業者の指定……………	(水道工務課)	……120

公布された条例のあらまし

◇大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

安心と安全のまちづくり条例により設置されている生活安全推進協議会の委員に対して報酬を支給するため規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

生活安全推進協議会の委員の報酬を「日額12,000円」と定めるとともに、その報酬額について15%減額の特例措置の適用の対象とします。

3 施行期日

平成25年4月1日

◇大和高田市実費弁償条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

地方自治法の一部改正により、議会における会議に出頭した参考人の要した実費を弁償することとなったことに伴い、規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

実費を弁償する者の範囲に次の者を加える。

- ① 議会の会議に出席した参考人(第2条第3号関係)
- ② 議会の会議において開いた公聴会に参加した者(第2条第5号関係)
- ③ 農業委員会の求めにより出頭した者(第2条第7号関係)

3 施行期日

公布の日(平成25年3月13日)

◇特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び大和高田市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

市長、副市長及び教育長の給料月額及び期末手当の額を減ずるための特例措置の期間をさらに3年間延長するものです。

2 改正の内容

市長、副市長及び教育長の給料月額及び期末手当の額を減額する特例措置の期間を3年間延長します。

	改正前	改正後
給料月額	平成25年3月31日まで	平成28年3月31日まで
期末手当	平成24年度まで	平成27年度まで

3 施行期日

平成25年4月1日

◇一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

持ち家である自宅に係る住居手当を段階的に廃止するものです。

2 改正の内容

平成25年度から持ち家である自宅に居住する職員で世帯主である者に支給する住居手当の額を廃止します。ただし、平成25年3月31日以前に持ち家である自宅に居住する職員で世帯主であるものに支給する住居手当については、平成26年3月31日までの間は、現行支給額の半額の

1, 500円とします。

3 施行期日

平成25年4月1日

◇大和高田市一般職の職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例

1 改正の理由

一般職の職員の給与の額を減ずるための特例措置を廃止するものです。

2 改正の内容

平成19年度から実施している給与減額の特例措置について、平成25年4月1日をもって廃止します。

3 施行期日

平成25年4月1日

◇大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

市立高田商業高等学校教員の部活動指導業務手当について、額の改定を行うとともに、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

部活動の指導業務への従事が8時間以上で泊を伴うものとなる場合の手当単価を、日額3,400円とする規定を追加します。

3 施行期日

平成25年4月1日

◇大和高田市職員の退職手当等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

国家公務員退職手当法等の一部改正に伴い、民間における退職給付の支給の実情に鑑み、公民均衡を図るための「調整率」を平成25年度から27年度にかけて段階的に引き下げるものです。

2 改正の内容

退職手当の支給水準を引き下げます。（第1条、第2条及び第3条関係）

官民の支給水準の均衡を図るために設けられている調整率を次のとおり、段階的に引き下げます。

退職手当＝基本額〔(退職日の給料月額×退職理由及び勤続年数別支給率)×調整率〕＋調整額

期間		調整率	※最高支給率
【現行】		104/100	59.28
経過	平成25年4月1日～平成26年3月31日	98/100	55.86
措置	平成26年4月1日～平成27年3月31日	92/100	52.44
【完成】	平成27年4月1日～	87/100	49.59

※最高支給率は、支給率に調整率を掛けたものです。

- ・調整率の適用対象の変更（第1条、第2条及び第3条関係）

調整率の適用対象を退職理由及び勤続年数にかかわらず、全ての退職者に適用します。（現行の適用対象は勤続20年以上、ただし、自己都合による退職を除く。）

- ・保障額の引下げ（第4条関係）

大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第8号）により、平成18年3月31日に仮に同じ理由で退職したものとした場合の退職手当額が改正後の退職手当額よりも多いときは、その額を保障していますが、保障額につ



ても段階的に引き下げます。

### 3 施行期日

平成25年4月1日

◇地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

#### 1 理由

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」による「障害者自立支援法」の一部改正に伴い、関係する条例について所要の規定の整備を行うものです。

#### 2 内容

次に掲げる条例について所要の改正を行います。

##### (1) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

###### ① 条例の規定中に引用する法律の題名を改めます。

「障害者自立支援法」→「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

###### ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う条項ずれの整備を行います。

##### (2) 大和高田市障害者自立支援審査会の委員の定数を定める条例

条例の規定中に引用する法律の題名を改めます。

「障害者自立支援法」→「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

##### (3) 大和高田市消防団員等公務災害補償条例

###### ① 条例の規定中に引用する法律の題名を改めます。

「障害者自立支援法」→「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

###### ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う条項ずれの整備を行います。

### 3 施行期日

平成25年4月1日

平成26年4月1日

◇大和高田市新型インフルエンザ等対策本部条例

#### 1 理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法が公布されたことに伴い、同法の規定により設置する大和高田市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるものです。

#### 2 内容

大和高田市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、新型インフルエンザ等に対して総合的かつ有効的な対策を全庁をあげて迅速に対応することにより、その感染拡大を防止し、市民の生命及び健康を確保するものです。

### 3 施行期日

新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日

---

◇大和高田市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な市道の構造の基準に関する条例

1 理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（地域主権第2次一括法）による「高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律」の一部改正に伴い、高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な市道の構造の基準を定めるものです。

2 内容

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の一部改正に伴い、特定道路の基準について「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」で定める基準を参酌して条例で定めます。

3 施行期日

平成25年4月1日

---

◇大和高田市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例

1 理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（地域主権第2次一括法）による「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の一部改正に伴い、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めるものです。

2 内容

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の一部改正に伴い、特定公園施設の新設又は改築を行う場合の基準について「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令」で定める基準を参酌して条例で定めます。

3 施行期日

平成25年4月1日

---

◇企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

持ち家である自宅に係る住居手当を段階的に廃止するものです。

2 改正の内容

平成25年度から持ち家である自宅に居住する職員で世帯主であるものに支給する住居手当を廃止します。ただし、平成25年3月31日以前に持ち家である自宅に居住する職員で世帯主であるものに支給する住居手当については、平成26年3月31日までの間は、現行支給額の半額の1,500円とする経過措置を設けます。

3 施行期日

平成25年4月1日

---

◇大和高田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

平成25年度から県営水道料金が引き下げられることに伴い、本市の上水道料金についても、引き下げを行うものです。

2 改正の内容

基本料金を引き上げ、従量料金を引き下げます。

(基本料金の改正)

改正前			改正後		
用途	基本料金（1月につき）		→	基本料金（1月につき）	
	メーターの口径	金額		メーターの口径	金額
普通用	13mm	390円	⇒	13mm	440円
	20mm	450円		20mm	540円
	25mm	520円		25mm	750円
	40mm	820円		40mm	1,200円
	50mm	3,400円		50mm	3,800円
	75mm	4,300円		75mm	6,400円
	100mm	5,250円		100mm	7,800円
	150mm	9,900円		150mm	14,000円
	150mmを 超えるもの	管理者が定め る額		150mmを 超えるもの	管理者が定め る額

(従量料金の改正)

改正前			改正後		
用途	従量料金 (1月1m <sup>3</sup> につき)		附則で 読替	従量料金 (1月1m <sup>3</sup> につき)	
	普通用	1 m <sup>3</sup> 以上 10 m <sup>3</sup> 以下		180円	174円
10 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> 以下		220円	214円	10 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> 以下	200円
20 m <sup>3</sup> を超え 30 m <sup>3</sup> 以下		260円	254円	20 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> 以下	250円
30 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> 以下		300円	294円	50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> 以下	340円
50 m <sup>3</sup> を超え 70 m <sup>3</sup> 以下		350円	344円	100 m <sup>3</sup> を超え 4,000 m <sup>3</sup> 以下	460円
70 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> 以下		410円	404円	4,000 m <sup>3</sup> を超える部分	260円
100 m <sup>3</sup> を超えるもの		480円	474円	100 m <sup>3</sup> 以下 普通用の従量料金に準ずる額	
浴場用	普通用の従量料金に準ずる。ただし、100 m <sup>3</sup> を超えるもの	270円	264円	100 m <sup>3</sup> を超える部分	260円
臨時用		750円	744円		700円

3 施行期日

平成25年4月1日

◇大和高田市消防団に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項に基づき、消防団の設置、名称及び区域を定める規定を追加するとともに、その他所要の整備を行うものです。

2 改正の内容

- (1) 消防団の設置、名称及び区域を定める規定を追加します。
- (2) その他所要の整備を行います。

3 施行期日

公布の日（平成25年3月13日）

条 例

条例第1号

大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年3月13日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「人権啓発推進協議会の委員」の次に「、生活安全推進協議会の委員」を加える。  
別表第1中

「

人権啓発推進協議会の委員	日額 12,000円
--------------	------------

」を

「

人権啓発推進協議会の委員	日額 12,000円
生活安全推進協議会の委員	日額 12,000円

」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

条例第2号

大和高田市実費弁償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年3月13日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市実費弁償条例の一部を改正する条例

大和高田市実費弁償条例（昭和35年条例第15条）の一部を次のように改正する。

第1条中「第207条」の次に「その他法令」を加える。

第2条の見出しを「（実費弁償の範囲）」に改め、同条中「もの」を「者の範囲」に改め、同条第2号中「第100条第1項」を「第100条第1項後段」に改め、同条第3号中「第109条第6項、第109条の2第5項及び第110条第5項」を「第115条の2第2項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第5号中「第109条第5項、第109条の2第5項及び第110条第5項」を「第115条の2第1項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

（6） 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第29条第1項の規定により出席した者

第3条を次のように改める。

（実費弁償の額）

第3条 実費弁償の額は、別表のとおりとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

**条例第3号**

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び大和高田市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年3月13日

大和高田市長 吉田 誠 克

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び大和高田市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

（特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正）

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和34年条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成25年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

附則第5項中「平成24年度」を「平成27年度」に改める。

（大和高田市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第2条 大和高田市教育委員会の教育長の給与等に関する条例（昭和55年条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成25年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

附則第5項中「平成24年度」を「平成27年度」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

**条例第4号**

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年3月13日

大和高田市長 吉田 誠 克

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第63号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項を次のように改める。

第8条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（市が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他市長が規則で定める職員を除く。）に支給する。

第8条第2項中「各号に掲げる額」の次に「（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」を加え、同項各号を次のように改める。

（1） 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

（2） 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 施行の日の前日において、改正前の一般職の職員の給与に関する条例第8条第1項第2号に規定する住宅に居住する職員で世帯主であるものに対する同条の規定は、この条例の規定にかかわらず、平成26年3月31日までの間、なおその効力を有する。この場合において、同条第2項第2号中

「3,000円」とあるのは、「1,500円」とする。

### 条例第5号

大和高田市一般職の職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

平成25年3月13日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市一般職の職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例  
大和高田市一般職の職員の給与の特例に関する条例(平成19年条例第7号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

### 条例第6号

大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年3月13日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第22条の2第1項第1号ア中「児童(幼児を含む。以下この項において同じ。)」を「幼児」に改め、同号イ及びウ中「児童」を「幼児」に改め、同項第2号中「児童」を「幼児」に改め、同項第3号及び第4号中「児童又は」を削る。

第22条の2第2項第4号を次のように改める。

(4) 前項第4号の業務

ア 4時間以上8時間未満行う業務 2,400円

イ 8時間以上行う業務で泊を伴わないもの 3,000円

ウ 8時間以上行う業務で泊を伴うもの 3,400円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、この条例の施行日以後に始まる勤務に係る特殊勤務手当について適用し、施行日前に始まった勤務に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。

### 条例第7号

大和高田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年3月13日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例  
(大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 大和高田市職員の退職手当に関する条例(昭和33年条例第14号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「20年以上」及び「及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者」を削り、「100分の104」を「100分の87」に改め、同項に後段として次のように加える。



この場合において、第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第4項」とする。

附則第5項中「36年」の次に「以上42年以下」を加え、「（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）」を削り、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

（大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和59年条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、改正後の条例第4条若しくは第5条」を「第3条から第5条まで」に改め、「20年以上」及び「改正後の条例第3条から第5条の3までの規定にかかわらず」を削り、「100分の104」を「100分の87」に改める。

附則第4項中「第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」を「第3条第1項」に改め、「36年」の次に「以上42年以下」を加え、「改正後の条例第3条第1項及び第5条の2の規定にかかわらず」を削り、「その者の勤続期間を35年として、前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は改正後の条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

附則第5項中「改正後の条例第5条から第5条の3までの規定にかかわらず」を削る。

（大和高田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 大和高田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「44年」を「42年」に改める。

（大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「退職手当の額が、新条例第2条の4」を「額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が改正前の条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として改正前の条例附則第4項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の87（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の87）を乗じて得た額が、改正後の条例第2条の4」に改め、「附則第10項の規定による改正後の」及び「附則第11項の規定による改正後の」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第1条の規定による改正後の大和高田市職員の退職手当に関する条例（以下この項において「新退職手当条例」という。）附則第4項（新退職手当条例附則第6項及び第3条の規定による改正後の大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第4項においてその例による場合を含む。）及び第5項の規定の適用については、新退職手当条例附則第5項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」

とする。

- 3 第2条の規定による改正後の大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第3項(同条附則第5項においてその例による場合を含む。)及び第4項の規定の適用については、同条附則第3項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。
- 4 第4条の規定による改正後の大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第2項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「104分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「104分の92」とする。

## 条例第8号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

平成25年3月13日

大和高田市長 吉田 誠 克

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第1条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

(大和高田市障害者自立支援審査会の委員の定数を定める条例の一部改正)

第2条 大和高田市障害者自立支援審査会の委員の定数を定める条例(平成18年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第3条 大和高田市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総括的に支援するための法律」に、「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条中議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2第2号の改正規定(「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。)及び第3条中大和高田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項第2号の改正規定(「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。)は、平成26年4月1日から施行する。

## 条例第9号

大和高田市新型インフルエンザ等対策本部条例を次のように定める。

平成25年3月13日

大和高田市長 吉田 誠 克

## 大和高田市新型インフルエンザ等対策本部条例

## (趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第37条において準用する法第26条の規定に基づき、大和高田市新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

## (組織)

第2条 大和高田市新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、対策本部の事務を総括する。

2 大和高田市新型インフルエンザ等対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を補佐し、対策本部の事務を整理する。

3 大和高田市新型インフルエンザ等対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

## (会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議(以下この条において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

## (部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

## (委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。

## (一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第63号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「」において準用する場合」の次に「及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条において準用する場合」を加える。

**条例第10号**

大和高田市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な市道の構造の基準に関する条例を次のように定める。

平成25年3月13日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な市道の構造の基準に関する条例

## 目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 歩道等(第3条—第10条)

第3章 立体横断施設(第11条—第16条)

第4章 乗合自動車停留所(第17条・第18条)

第5章 自動車駐車場(第19条—第29条)

第6章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等(第30条—第33条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)第10条第1項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法第2条、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第4号及び道路構造令(昭和45年政令第320号)第2条に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 有効幅員 歩道、自転車歩行者道又は立体横断施設(横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。)に設ける傾斜路、通路若しくは階段又は自動車駐車場の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員を除いた幅員をいう。

(2) 車両乗入れ部 車両の沿道への出入りの用に供される歩道又は自転車歩行者道の部分をいう。

(3) 視覚障害者誘導用ブロック 視覚障害者に対する誘導又は段差の存在等の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいう。

第2章 歩道等

(歩道)

第3条 道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)には、歩道を設けるものとする。

(有効幅員)

第4条 歩道の有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては3.5メートル以上、その他の道路にあつては2メートル以上とするものとする。

2 自転車歩行者道の有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては4メートル以上、その他の道路にあつては3メートル以上とするものとする。

3 歩道又は自転車歩行者道(以下「歩道等」という。)の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(舗装)

第5条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

(勾配)

第6条 歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

2 歩道等(車両乗入れ部を除く。)の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

(歩道等と車道等の分離)

第7条 歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとする。

2 歩道等（車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは15センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。

3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けるものとする。

（高さ）

第8条 歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、5センチメートルを標準とするものとする。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。

2 前項の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとする。

（横断歩道に接続する歩道等の部分）

第9条 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は2センチメートルを標準とするものとする。

2 前項の段差に接続する歩道等の部分は、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に転回できる構造とするものとする。

（車両乗入れ部）

第10条 第4条の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち第6条第2項の規定による基準を満たす部分の有効幅員は、2メートル以上とするものとする。

### 第3章 立体横断施設

（立体横断施設）

第11条 道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設（以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。）を設けるものとする。

2 移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

3 前項に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとする。

（エレベーター）

第12条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に掲げる構造とするものとする。

(1) 籠の内法幅は1.5メートル以上とし、内法奥行きは1.5メートル以上とすること。

(2) 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあっては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。

(3) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、第1号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては90センチメートル以上とし、前号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては80センチメートル以上とすること。

(4) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第2号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては、この限り

でない。

- (5) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。
- (6) 籠内に手すりを設けること。
- (7) 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。
- (8) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
- (9) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- (10) 籠内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。
- (11) 籠内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。
- (12) 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅は1.5メートル以上とし、有効奥行きは1.5メートル以上とすること。
- (13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

(傾斜路)

第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)は、次に掲げる構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートル以上とすることができる。
- (2) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。
- (3) 横断勾配は、設けないこと。
- (4) 二段式の手すりを両側に設けること。
- (5) 手すり端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (6) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (7) 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとする。
- (8) 傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
- (9) 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。
- (10) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊場を設けること。

(エスカレーター)

第14条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に掲げる構造とするものとする。

- (1) 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。
- (2) 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。
- (3) 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にある構造とすること。
- (4) 踏み段の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。
- (5) くし板の端部と踏み段の色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を



容易に識別できるものとする。

(6) エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。

(7) 踏み段の有効幅は、1メートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合においては、60センチメートル以上とすることができる。

(通路)

第15条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に掲げる構造とするものとする。

(1) 有効幅員は、2メートル以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。

(2) 縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。

(3) 二段式の手すりを両側に設けること。

(4) 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

(5) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

(6) 通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

(階段)

第16条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる構造とするものとする。

(1) 有効幅員は、1.5メートル以上とすること。

(2) 二段式の手すりを両側に設けること。

(3) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

(4) 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(5) 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

(6) 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。

(7) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

(8) 階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

(9) 階段の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。

(10) 階段の高さが3メートルを超える場合においては、その途中に踊場を設けること。

(11) 踊場の踏み幅は、直階段の場合にあっては1.2メートル以上とし、その他の場合にあっては当該階段の幅員の値以上とすること。

#### 第4章 乗合自動車停留所

(高さ)

第17条 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、15センチメートルを標準とするものとする。

(ベンチ及び上屋)

第18条 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

#### 第5章 自動車駐車場

(障害者用駐車施設)

第19条 自動車駐車場には、障害者が円滑に利用できる駐車のために供する部分（以下「障害者用駐車施設」という。）を設けるものとする。

2 障害者用駐車施設の数、自動車駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあつては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあつては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とするものとする。

3 障害者用駐車施設は、次に掲げる構造とするものとする。

(1) 当該障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

(2) 有効幅は、3.5メートル以上とすること。

(3) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(障害者用停車施設)

第20条 自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける階には、障害者が円滑に利用できる停車のために供する部分（以下「障害者用停車施設」という。）を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 障害者用停車施設は、次に掲げる構造とするものとする。

(1) 当該障害者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

(2) 車両への乗降のために供する部分の有効幅は1.5メートル以上とし、有効奥行きは1.5メートル以上とする等、障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。

(3) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(出入口)

第21条 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に掲げる構造とするものとする。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。

(1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち1以上の出入口の有効幅は、1.2メートル以上とすること。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、有効幅を1.2メートル以上とする当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、1以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあつては車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(通路)

第22条 障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち1以上の通路は、次に掲げる構造とするものとする。

(1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。

(2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(3) 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。

(エレベーター)

第23条 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階（障害者用駐車施設が設けられている階に限る。）を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

2 前項のエレベーターのうち1以上のエレベーターは、前条に規定する出入口に近接して設けるものとする。

3 第12条第1号から第4号までの規定は、第1項のエレベーター（前項のエレベーターを除く。）について準用する。

4 第12条の規定は、第2項のエレベーターについて準用する。

(傾斜路)

第24条 第13条の規定は、前条第1項の傾斜路について準用する。

(階段)

第25条 第16条の規定は、自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段の構造について準用する。

(屋根)

第26条 屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設及び第22条に規定する通路には、屋根を設けるものとする。

(便所)

第27条 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所は、次に掲げる構造とするものとする。

(1) 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別(当該区別がある場合に限る。)並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。

(2) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。

(3) 男子用小便器を設ける場合においては、1以上の床置き小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を設けること。

(4) 前号の規定により設けられる小便器には、手すりを設けること。

2 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、そのうち1以上の便所は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1) 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

(2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第28条 前条第2項第1号の便房を設ける便所は、次に掲げる構造とするものとする。

(1) 第22条に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち1以上の通路は、同条各号に定める構造とすること。

(2) 出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(3) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(4) 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。

(5) 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、次に掲げる構造とすること。

ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(6) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

2 前条第2項第1号の便房は、次に掲げる構造とするものとする。

(1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

(2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。

(3) 腰掛便座及び手すりを設けること。

(4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

3 第1項第2号、第5号及び第6号の規定は、前項の便房について準用する。

第29条 前条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号並びに第2項第2号から第4号までの規定は、第27条第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第2号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

## 第6章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

## (案内標識)

第30条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

## (視覚障害者誘導用ブロック)

第31条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。

3 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

## (休憩施設)

第32条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

## (照明施設)

第33条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 乗合自動車停留所及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## (経過措置)

2 第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同条の規定にかかわらず、当分の間、歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭窄部又は屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路の部分の設けることができる。

3 第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第4条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を1.5メートルまで縮小することができる。

4 移動等円滑化された立体横断施設に設けられるエレベーター又はエスカレーターが存する道路の区間について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第4条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道等の有効幅員を1メートルまで縮小することができる。

- 5 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないため、第8条の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、当分の間、この規定による基準によらないことができる。
- 6 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第10条の規定の適用については、当分の間、同条中「2メートル」とあるのは、「1メートル」とする。

### 条例第11号

大和高田市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例を次のように定める。

平成25年3月13日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)第13条第1項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法第2条に定めるところによる。

(一時使用目的の特定公園施設)

第3条 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、次条から第14条までの規定によらないことができる。

(園路及び広場)

第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下「令」という。)第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。

ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ オに掲げる場合を除き、車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。)が通過する際に支障となる段がないこと。

オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)を併設すること。

(2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設する

こと。

- エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
- オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。
- カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- (3) 階段(その踊場を含む。以下同じ。)は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- ウ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- エ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- オ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。
- カ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (4) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。
- (5) 傾斜路(階段若しくは段に代わり、又はこれらに併設するものに限る。)は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。
- イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。
- ウ 横断勾配は、設けないこと。
- エ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。
- カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの(以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。)その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。
- (7) 次条から第12条までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。

(屋根付広場)

第5条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。



ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(休憩所及び管理事務所)

第6条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

(2) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

(3) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第9条第2項、第10条及び第11条の基準に適合するものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

(野外劇場及び野外音楽堂)

第7条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、第5条第1号の基準に適合するものであること。

(2) 出入口と次号の車椅子使用者用観覧スペース及び第4号の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

キ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(3) 当該野外劇場の収容定員が200以下の場合には当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース(次項において「車椅子使用者用観覧スペース」という。)を設けること。

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第9条第2項、第10条及び第11条の基準に適合するものであること。

2 車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 幅は90センチメートル以上であり、奥行きは120センチメートル以上であること。

(2) 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。

(3) 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。

3 前2項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。

(駐車場)

第8条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車椅子使用者用駐車施設」という。)を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りでない。

2 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 幅は、350センチメートル以上とすること。

(2) 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。

(便所)

第9条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

(2) 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器が設けられていること。

(3) 前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。

2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、前項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

(1) 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

(2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第10条 前条第2項第1号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、80センチメートル以上とすること。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

オ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

2 前条第2項第1号の便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。

(3) 腰掛便座及び手すりが設けられていること。

(4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。

3 第1項第1号ア及びオ並びに第2号の規定は、前項の便房について準用する。

第11条 前条第1項第1号アからウまで及びオ並びに第2号並びに第2項第2号から第4号までの規定は、第9条第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第2号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

(水飲場及び手洗場)

第12条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。

(掲示板及び標識)

第13条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。

(2) 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。

第14条 第4条から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、第4条の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## 条例第12号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年3月13日

大和高田市長 吉田 誠 克

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第6条の3中「及びその所有に係る住宅（管理者が定めるこれに準ずる住宅を含む。）に居住している職員」を削る。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前日において、改正前の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条の3に規定する住宅（その所有に係る住宅（管理者が定めるこれに準ずる住宅）に限る。）に居住する職員で世帯主であるものについては、この条例の規定にかかわらず、平成26年3月31日までの間、一般職の職員の例によるものとする。

**条例第13号**

大和高田市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年3月13日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

大和高田市水道事業給水条例（昭和33年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項の表中備考以外の部分を次のように改める。

用途	基本料金（1月につき）		従量料金 （1月1立方メートルにつき）
	メーターの口径	金額	
普通用	13ミリメートル	440円	1立方メートル以上10立方メートル以下 160円
	20ミリメートル	540円	
	25ミリメートル	750円	
	40ミリメートル	1,200円	10立方メートルを超え20立方メートル以下 200円
	50ミリメートル	3,800円	
	75ミリメートル	6,400円	20立方メートルを超え50立方メートル以下 250円
	100ミリメートル	7,800円	
	150ミリメートル	14,000円	50立方メートルを超え100立方メートル以下 340円
	150ミリメートルを管理者が定める額を超えるもの		
		100立方メートルを超え4,000立方メートル以下 460円 4,000立方メートルを超える部分 260円	
浴場用	普通用のメーターの口径による額		100立方メートル以下 普通用の従量料金に準ずる額  100立方メートルを超える部分 260円
臨時用	普通用のメーターの口径による額		700円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。  
（料金の適用）
- 2 この条例による改正後の大和高田市水道事業給水条例第29条第1項の規定は、平成25年6月に調定すべき料金から適用する。

#### 条例第14号

大和高田市消防団に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年3月13日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市消防団に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市消防団に関する条例（昭和36年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「非常勤の」を「消防組織法（昭和22年法律第226号）の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域並びに」に改める。

第14条を第15条とする。

第13条第2項中「の規定により別表第1の2項」を「別表第1の2項」に改め、同条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条第2項中「期限」を「期間」に改め、同条を第12条とする。

第10条中「もの」を「者」に改め、同条第2号中「違背」を「違反」に改め、同条を11条とする。

第9条第1号中「挺」を「てい」に改め、同条第2号中「、上長」を「上長」に、「もと」を「下」に、「こと」を「事」に改め、同条第3号中「慎まなければ」を「慎まなければ」に改め、同条第4号中「饗」を「供」に改め、同条第6号中「団員は、団」を「消防団」に改め、同条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条第2項中「指示した」を「指示する」に改め、同条を第6条とする。

第4条第1項中「、その」を「その」に改め、同条を第5条とし、第3条を第4条とする。

第2条中「、団長が」を「団長が」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（設置、名称及び区域）

第2条 本市に消防団を設置する。

- 2 前項の消防団の名称は、大和高田市消防団（以下「消防団」という。）とし、その管轄区域は、市内の全域とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 規 則

#### 規則第43号

大和高田市児童手当事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年12月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市児童手当事務処理規則の一部を改正する規則

大和高田市児童手当事務処理規則（平成24年規則第22号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「場合には、」の次に「一般受給者の場合は」を、「様式第18号）」の次に「により、施設等受給者の場合は児童手当支払通知書（施設等受給者用）（様式第19号）」を加え、「受給者」を「当該受給者」に改める。

第19条中「ときは、」の次に「一般受給者の場合は」を加え、「様式第19号）」を「様式第20

号)により、施設等受給者の場合は児童手当支払差止通知書(施設等受給者用)(様式第21号)」に、「受給者」を「当該受給者」に改める。

様式第1号中

「

児童手当 特例給付
--------------

」を

「

児童手当
特例給付

」に、

「

備考	
----	--

」を

「

認定請求却下に関する事項	
却下した理由 ( )	
備考	

」に改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第4条関係)

第 号  
年 月 日

様  
大和高田市長 印  
児童手当・特例給付認定請求却下通知書  
児童手当  
年 月 日付で請求のありました については、次の理由で請求  
特例給付

を却下しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に奈良県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)提起することができます。

認 定 に 関 す る 事 項	
1. 支給対象児童数	(3歳未満) 人
	(3歳以上小学校修了前) 人
	(中学生) 人
	計 人
2. 区分	児童手当
	特例給付
3. 手当月額	(3歳未満) 円
	(3歳以上小学校修了前) 円
	(中学生) 円
	計 円



4. 支給開始年月	
5. 支給要件児童に該当しない児童の氏名及びその理由 ( )	
認定請求却下に関する事項	
却下した理由 ( )	
備考	

様式第3号中

「

備考	
----	--

」を

「

認定請求却下に関する事項	
却下した理由 ( )	
備考	

」に改める。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号(第5条関係)

第 号  
年 月 日

様

大和高田市長

印

児童手当認定請求却下通知書(施設等受給資格者用)

年 月 日付で請求のありました児童手当については、次の理由で請求を却下しました

ので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に奈良県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)提起することができます。

認定に関する事項	
1. 支給対象児童数	(3歳未満) 人
	(3歳以上) 人
	計 人
2. 手当月額	(3歳未満) 円
	(3歳以上) 円
	計 円
3. 支給開始年月	
4. 支給対象児童の氏名及び生年月日(※)	
5. 支給対象とならなかった児童の氏名、生年月日及びその理由(※) (※) 4、5については、この通知書の別紙をご確認ください。	

認定請求却下に関する事項	
却下した理由 ( )	
備考	

別紙

4. 支給対象児童の氏名及び生年月日

児童の氏名	生年月日	児童の氏名	生年月日

5. 支給対象とならなかった児童の氏名、生年月日及びその理由

児童の氏名	生年月日	理由	児童の氏名	生年月日	理由

様式第5号中

「となる児童の数」を「児童数」に、

「

児童手当 特例給付
--------------

」を

「

児童手当 特例給付
--------------

」に、「増額」を「増」に、

「

備考	
----	--

」を

「

認定請求却下に関する事項	
却下した理由 ( )	
備考	

」に改める。

様式第6号を次のように改める。

様式第6号(第6条関係)

第 号  
年 月 日

様

大和高田市長

印

児童手当・特例給付額改定請求却下通知書

児童手当  
特例給付  
の額の改定については請求、届出により、次のとおり却下しましたので通知  
します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に奈良  
県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)  
は、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に大和高田市を被  
告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)提起することができ  
ます。

額 改 定 に 関 す る 事 項	
1. 改定後の支給対象児童数	(3歳未満) 人
	(3歳以上小学校修了前) 人
	(中学生) 人
	計 人
2. 区分	児童手当
	特例給付
3. 改定後の手当月額	(3歳未満) 円
	(3歳以上小学校修了前) 円
	(中学生) 円
	計 円
4. 改定年月	
5. 改定(増・減額)の理由 ( )	
額 改 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項	
却下した理由 ( )	
備考	

様式第7号中

「となる児童の数」を「児童数」に、

「

備考	
----	--

」を

「

認 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項	
却下した理由 ( )	
備考	

」に改める。

様式第8号を次のように改める。

様式第8号(第8条関係)

第 号

様

年 月 日

大和高田市長

印

児童手当額改定請求却下通知書(施設等受給者用)

児童手当の額の改定については請求、届出により、次のとおり却下しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に奈良県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)提起することができます。

別紙

額 改 定 に 関 する 事 項	
1. 改定後の支給対象児童数	(3歳未満) 人
	(3歳以上) 人
	計 人
2. 改定後の手当月額	(3歳未満) 円
	(3歳以上) 円
	計 円
3. 改定年月	
4. 増額又は減額の原因となる児童の氏名、生年月日及び改定の理由(※)	
5. 支給対象とならなかった児童の氏名、生年月日及び改定の理由(※)	
(※) 4、5については、この通知書の別紙をご確認ください。	
額 改 定 請 求 却 下 に 関 する 事 項	
却下した理由 ( )	
備 考	

4. 増額又は減額の原因となる児童の氏名、生年月日及び改定の理由

児童の氏名	生年月日	改定(増・減額)理由

5. 支給対象とならなかった児童の氏名、生年月日及び改定の理由

児童の氏名	生年月日	改定の理由

様式第9号中

「 2. 支給終了年月 年 月 分まで  
 3. 消滅の理由 」を  
 「 2. 消滅の理由 」に改める。

様式第10号中

「 2. 支給終了年月 年 月 分まで  
 3. 消滅の理由 」を  
 「 2. 消滅の理由 」に改める。

様式第11号及び様式第13号を次のように改める。

様式第11号(第14条関係)

第 号  
年 月 日

様

大和高田市長 印

未支払児童手当・特例給付支給決定通知書  
児童手当

年 月 日付で請求のありました未支払 の支給については、次のとおり支  
特例給付

給することに決定しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に奈良県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)提起することができます。

支払の内容	支払期間	年 月 分から 年 月 分まで
	支払金額	円
	支払年月日	年 月 日
	支払方法	
却下の理由		

様式第13号(第14条関係)

第 号  
年 月 日

様

大和高田市長 印

未支払児童手当・特例給付請求却下通知書  
児童手当

年 月 日付で請求のありました未支払 の支給については、次とおリ請求

特例給付

請求を却下しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に奈良県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)提起することができます。

支払の内容	支払期間	年 月 分から 年 月 分まで
	支払金額	円
	支払年月日	年 月 日
	支払方法	
却下の理由		

様式第16号から様式第19号までを次のように改める。

様式第16号(第16条関係)

様

第 号

年 月 日

大和高田市長印

児童手当・特例給付に係る学校給食費等の徴収(支払)に係る通知書

第1項

児童手当法第22条の3 の規定に基づく申出のあった費用について、下記のとおり、

第2項

児童手当

から徴収する(支払う)ことといたしますので通知します。

特例給付

記

徴収(支払)の内容

児童の氏名	児童手当等から徴収する(支払う)費用	徴収期間	備考
		年 月から 年 月まで	
		年 月から 年 月まで	
		年 月から 年 月まで	

\*次項以降にも明細があります。別紙をご確認ください。

別紙

徴収(支払)の内容

児童の氏名	児童手当等から徴収する(支払う)費用	徴収期間	備考


様式第17号(第17条関係)

様

第 号  
年 月 日

大和高田市長

印

保育料特別徴収通知書

児童手当法第22条の4の規定によって、保育料の特別徴収額を下記のとおり決定(変更)したので通知します。

記

1. 対象児童

[ ]

2. 徴収内容

児童手当等支払期日	特別徴収する保育料の額	摘要
年 月分	( 月分保育料) 円	
年 月分	( 月分保育料) 円	
年 月分	( 月分保育料) 円	
年 月分	( 月分保育料) 円	

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に大和高田市長に対して異議申立てをすることができます。この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、この通知を受けた日(上記の異議申立てに対する決定を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)提起することができます。

様式第18号(第18条関係)

様

第 号  
年 月 日

児童手当・特例給付支払通知書

児童手当

の支払については、次のとおり、あなたの預貯金等の口座に振り込みましたので通知し

特例給付

ます。

受給者氏名	
支払期間	
支払金額	
支払年月日	

大和高田市長

印

様式第19号(第18条関係)

第 号  
年 月 日

大和高田市長

印

児童手当支払通知書(施設等受給者用)

児童手当の支払については、次のとおり、あなたの預貯金等の口座に振り込みましたので通知します。

児童の氏名	生年月日	支払の内容
-------	------	-------



		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円

\*その他の児童については、この通知書の別紙をご確認ください。

合計 円  
支払年月日 年 月 日 別紙

児童の氏名	生年月日	支払の内容	
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円

			支払期間	年 月分から 年 月分まで
			支払金額	円

様式に次の2様式を加える。

様式第20号（第19条関係）

第 号  
年 月 日

様  
大和高田市長 印

児童手当・特例給付支払差止通知書

児童手当  
次のとおり の支払を差し止めましたので通知します。  
特例給付

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に奈良県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）提起することができます。

支 払 差 止 の 内 容	支払差止事由	
	支払差止額	円
	支払差止期間	年 月分から 年 月分まで

様式第21号（第19条関係）

第 号  
年 月 日

様  
大和高田市長 印

児童手当支払差止通知書（施設等受給者用）

次のとおり児童手当の支払を差し止めましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に奈良県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）提起することができます。

支 払 差 止 の 内 容	支払差止事由	
	支払差止額	円
	支払差止期間	年 月分から 年 月分まで

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

**規則第44号**

大和高田市下水道条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年12月13日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市下水道条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市下水道条例施行規則(昭和59年規則第4号)の一部を次のように改正する。

目次中「第1章 総則(第1条)」を

「第1章 総則(第1条)

第1章の2 公共下水道の構造の技術上の基準(第1条の2・第1条の3)」に改める。

第1章の次に次の1章を加える。

第1章の2 公共下水道の構造の技術上の基準

(耐震性能を確保するために講ずべき措置)

第1条の2 条例第2条の3第4号(条例第37条の2第1項において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める措置は、耐震性能を確保するための次に掲げる措置とする。

(1) 排水施設(これを補完する施設を含む。この条において同じ。)の周辺の地盤(埋戻し土を含む。次号及び第4号において同じ。)に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該

排水施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

(2) 排水施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

(3) 排水施設の伸縮その他の変形により当該排水施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

(4) 前3号に定めるもののほか、排水施設に用いられる材料、排水施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、耐震性能を確保するために必要と認められる措置

2 耐震性能は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられる排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設及び破損した場合に二次災害を誘発するおそれがあり、又は復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設 次に定めるところによる。

ア 施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。

イ 施設の供用期間内に発生する確率が低いが、大きな強度を有する地震動に対して生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理機能の回復が可能なものとし、当該排水施設の所期の流下能力及び処理機能を保持すること。

(2) 前号に掲げる排水施設以外の排水施設 同号アに定めるとおりとする。

(排水管の内径及び排水渠の断面積の数値)

第1条の3 条例第2条の3第5号(条例第37条の2第1項において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める数値は、排水管の内径にあつては150ミリメートル(自然流下によらない排水

管にあつては、30ミリメートル)とし、排水渠の断面積にあつては5,000平方ミリメートルとする。

第6条の見出し並びに同条第1項及び第3項中「排水設備」を「排水設備等」に改める。

第7条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「排水設備」を「排水設備等」に改め、同条第3項中「に規定する」を「の」に改め、同条第4項中「排水設備」を「排水設備等」に改める。

第21条中「第37条」を「第37条の2第2項」に、「第20条」を「前条」に改める。

様式第4号中

「

第 号	決 裁				
年 月 日	部 長	課 長	係 長	係	回 議
第 号					
年 月 日					

」を

「

第 号	決 裁					
年 月 日	部 長	課 長	課長補佐	係 長	係	回 議
第 号						
年 月 日						

」に、

「排水設備計画」を「排水設備等計画」に、「排水設備の」を「排水設備等の」に、

「

計 画 の 区 分	排水設備	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増設	<input type="checkbox"/> 改築	貸付金	<input type="checkbox"/> 活用	<input type="checkbox"/> 不活用
	水洗便所	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増設	<input type="checkbox"/> 改造	<input type="checkbox"/> その他の改築		

」を

「

計 画 の 区 分	排水設備	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増設	<input type="checkbox"/> 改築
	排水施設	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増設	<input type="checkbox"/> 改造
	水洗便所	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増設	<input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> その他の改築
貸 付 金	<input type="checkbox"/> 活用 <input type="checkbox"/> 不活用			

」に、

「

施 工 業 者 名 (公認業者)		担 当 責 任 技 術 者 名	
---------------------	--	--------------------	--

」を

「

指 定 工 事 店 名		責 任 技 術 者 名	印
-------------	--	-------------	---

」に

改める。

様式第5号中「排水設備」を「排水設備等」に、

「

設 置 場 所	大和高田市	町 番 号 番地
---------	-------	-------------

」を

「

設 置 場 所	大和高田市	町 番 号 番地
---------	-------	-------------

」に、

「

施 工 業 者 名
-----------

」を

「

指定工事店名

」に改める。

様式第6号中「排水設備工事」を「排水設備等工事」に、「排水設備の」を「排水設備等の」に、

工事区分	排水設備	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改築	貸付金	<input type="checkbox"/> 活用 <input type="checkbox"/> 不活用
	水洗便所	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> その他の改築		

」を

工事区分	排水設備	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改築
	排水施設	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改築
	水洗便所	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> その他の改築
貸付金		<input type="checkbox"/> 活用 <input type="checkbox"/> 不活用

」に、

設置場所	大和高田市	町	番	号	番地
------	-------	---	---	---	----

」を

設置場所	大和高田市	町	番	号	番地
------	-------	---	---	---	----

」に、

施工業者名

」を

指定工事店名

」に、

排水設備

検査済証番号

」を

排水設備等

検査済証番号

」に改める。

様式第7号中「排水設備の」を「排水設備等の」に、

工事区分	排水設備	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改築
------	------	---

	水洗便所	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増設	<input type="checkbox"/> 改築	<input type="checkbox"/> その他の改築
設置場所	大和高田市 町 番号 番地				

」を

「

工事区分	排水設備	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増設	<input type="checkbox"/> 改築
	排水施設	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増設	<input type="checkbox"/> 改築
	水洗便所	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増設	<input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> その他の改築
設置場所	大和高田市 町 番号 番地			

」に

改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成25年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- この規則の施行の際、現に改正前の大和高田市下水道条例施行規則様式第4号の規定によりなされた申請、様式第5号の規定によりなされた通知、様式第6号の規定によりなされた届出及び様式第7号の規定によりなされた証明は、改正後の大和高田市下水道条例施行規則様式第4号の規定によりなされた申請、様式第5号の規定によりなされた通知、様式第6号の規定によりなされた届出及び様式第7号の規定によりなされた証明とみなす。

**規則第1号**

ふるさと大和高田応援寄附金条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月5日

大和高田市長 吉 田 誠 克

ふるさと大和高田応援寄附金条例施行規則の一部を改正する規則

ふるさと大和高田応援寄附金条例施行規則（平成20年規則第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「美しい安心・安全」を「安心・安全の美しい」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 大和高田市マスコットキャラクターみくちゃんの活動に関する事業

様式第1号中

「

- 美しい安心・安全のまちづくりに関する事業
- 指定しない（分野を限定しない市政全般に対する寄附）

」を

「

- 安心・安全の美しいまちづくりに関する事業
- 大和高田市マスコットキャラクターみくちゃんの活動に関する事業
- 指定しない（分野を限定しない市政全般に対する寄附）

」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成25年4月1日から施行する。  
(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前のふるさと大和高田応援寄附金条例施行規則様式第1号の規定によりなされた申出は、改正後のふるさと大和高田応援寄附金条例施行規則様式第1号の規定によりなされた申出とみなす。

### 規則第3号

大和高田市行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市行政組織規則の一部を改正する規則

大和高田市行政組織規則の一部を改正する規則（平成20年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「企画法制グループ」を「企画法制係 観光企画調整係」に改め、「選挙係」及び「農地係」を削り、「児童福祉係」を「児童福祉グループ」に改める。

第4条第1項企画政策部の部企画法制課の款を次のように改める。

企画法制課

企画法制係

- (1) 基本構想、基本計画の策定及び進行管理に関すること。
- (2) 政策の企画及び重要な施策の総合調整に関すること。
- (3) 行財政改革の進行管理及び連絡調整に関すること。
- (4) 行政評価及び目標管理に関すること。
- (5) 行政組織、事務の分掌及び職制に関すること。
- (6) 行政の効率化に関すること。
- (7) 指定管理者制度の総括及び総合調整に関すること。
- (8) 法令解釈及び運用に関すること。
- (9) 条例、規則等の制定改廃に係る立案及び審査に関すること。
- (10) 公告式に関すること。
- (11) 例規集の編さん及び公報の発行に関すること。
- (12) 情報公開に係る事務の総括に関すること。
- (13) 個人情報保護に係る事務の総括に関すること。
- (14) 行政手続の適正化に関すること。
- (15) 訴訟、和解、調停及び不服申立ての総括に関すること。
- (16) 政治倫理に関すること。
- (17) 公平委員会に関すること。
- (18) 葛城広域行政事務組合との連絡調整に関すること。
- (19) 課内の他の係の補助に関すること。

観光企画調整係

- (1) 観光に関する企画、立案及び調整に関すること。
- (2) 市のマスコットキャラクターに関すること。
- (3) 課内の他の係の補助に関すること。

第4条第1項市民部の部市民課の款選挙係の項を削る。

第4条第1項市民部の部まちづくり振興室産業振興課の款農地係の項を削る。

第4条第1項福祉部の部児童福祉課の款中「児童福祉係」を「児童福祉グループ」に改める。

第4条第1項環境建設部の部土木管理課の款土木管理係の項中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

- (11) 雨水ポンプ場の管理運営に関すること。



第4条第1項上下水道部の部下水道課の款管理係の項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、第12号を第11号とする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

### 規則第9号

市長等の事務の引継ぎに関する規則の一部を改正する規則

平成25年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

市長等の事務の引継ぎに関する規則の一部を改正する規則

市長等の事務の引継ぎに関する規則(平成20年規則第28号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「すべて」を「全て」に、「書記長」を「事務局長」に改め、同条第2項中「書記長」を「事務局長」に改める。

第6条第3号中「すべて」を「全て」に、「書記長」を「事務局長」に改める。

第7条第1項第3号中「書記長」を「事務局長」に改め、同条第2項第3号中「書記長」を「事務局長」に、「の書記」を「の係長」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

## 訓 令

### 訓令第1号

大和高田市固定資産家屋評価計算システム導入事業者選定委員会設置要綱を次のように定める。

平成25年3月25日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市固定資産家屋評価計算システム導入事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 固定資産家屋評価計算システムの導入を実施するに当たり、導入等に係る受注事業者(以下「受注者」という。)の特定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、大和高田市固定資産家屋評価計算システム導入事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 実施要項及び導入仕様書の策定に関する事項
- (2) 提案書、プレゼンテーション等によるシステムの総合評価に関する事項
- (3) 受注候補者の選定に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 財務部長
- (2) 税務課長
- (3) 広報情報課長

2 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、財務部長をもって充てる。

3 副委員長は、税務課長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

第5条 委員の任期は、任命の日から受注者の特定の日までとする。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会は、会議のため必要があると認めるときは、関係職員その他関係人を出席させ、当該職員等に対して意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（会議の非公開）

第7条 委員会の会議は、非公開とする。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、財務部税務課において処理する。

（委任）

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成25年4月8日から施行する。

## 告 示

### 告示第16号

平成25年3月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表します。

平成25年3月13日

大和高田市長 吉 田 誠 克

- 1 平成25年度大和高田市一般会計予算
- 2 平成25年度大和高田市国民健康保険事業特別会計予算
- 3 平成25年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計予算
- 4 平成25年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計予算
- 5 平成25年度大和高田市下水道事業特別会計予算
- 6 平成25年度大和高田市駐車場事業特別会計予算
- 7 平成25年度大和高田市介護保険事業特別会計予算
- 8 平成25年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 9 平成25年度大和高田市水道事業会計予算
- 10 平成25年度大和高田市立病院事業会計予算
- 11 平成24年度大和高田市一般会計補正予算（第7号）
- 12 平成24年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 13 平成24年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第2号）
- 14 平成24年度大和高田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

- 15 平成24年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 16 平成24年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 17 平成24年度大和高田市立病院事業会計補正予算(第3号)

#### 平成25年度大和高田市一般会計予算

平成25年度大和高田市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

##### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,700,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

##### (債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

##### (地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表 地方債」による。

##### (一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6,000,000千円と定める。

##### (歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 市税		6,560,000
	1. 市民税	3,134,000
	2. 固定資産税	2,555,000
	3. 軽自動車税	105,000
	4. たばこ税	378,000
	5. 都市計画税	388,000
2. 地方譲与税		118,000
	1. 地方揮発油譲与税	36,000
	2. 自動車重量譲与税	82,000
3. 利子割交付金		23,000
	1. 利子割交付金	23,000
4. 配当割交付金		30,000
	1. 配当割交付金	30,000
5. 株式等譲渡所得割交付金		6,000
	1. 株式等譲渡所得割交付金	6,000
6. 地方消費税交付金		480,000
	1. 地方消費税交付金	480,000
7. 自動車取得税交付金		33,000
	1. 自動車取得税交付金	33,000
8. 地方特例交付金		35,000
	1. 地方特例交付金	35,000
9. 地方交付税		6,710,000
	1. 地方交付税	6,710,000
10. 交通安全対策特別交付金		12,000
	1. 交通安全対策特別交付金	12,000
11. 分担金及び負担金		276,824

(歳入)		(単位：千円)	
款	項	本年度予算額	
	1. 分担金		3,480
	2. 負担金		273,344
12. 使用料及び手数料			666,281
	1. 使用料		362,243
	2. 手数料		304,038
13. 国庫支出金			3,865,712
	1. 国庫負担金		3,689,971
	2. 国庫補助金		152,721
	3. 国庫委託金		23,020
14. 県支出金			1,376,342
	1. 県負担金		930,315
	2. 県補助金		332,948
	3. 県委託金		113,079
15. 財産収入			25,078
	1. 財産運用収入		24,077
	2. 財産売払収入		1,001
16. 寄附金			1
	1. 寄附金		1
17. 繰入金			44,001
	1. 基金繰入金		44,001
18. 諸収入			216,861
	1. 延滞金加算金及び過料		7,000
	2. 市預金利子		1,000
	3. 貸付金元利収入		6,800
	4. 雑入		202,061
19. 市債			1,221,900

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
	1. 市債	1,221,900
歳入合計		21,700,000

(歳出)		(単位：千円)
款	項	本年度予算額
1. 議会費		262,713
	1. 議会費	262,713
2. 総務費		2,184,848
	1. 総務管理費	1,709,925
	2. 徴税費	303,593
	3. 戸籍住民基本台帳費	86,726
	4. 選挙費	44,134
	5. 統計調査費	14,194
	6. 監査委員費	26,276
3. 民生費		9,769,544
	1. 社会福祉費	3,969,072
	2. 児童福祉費	2,984,502
	3. 生活保護費	2,815,666
	4. 災害救助費	304
4. 衛生費		2,597,913
	1. 保健衛生費	958,997
	2. 清掃費	1,638,916
5. 労働費		20,379
	1. 労働諸費	20,379
6. 農林水産業費		91,015
	1. 農業費	91,015
7. 商工費		100,208
	1. 商工費	100,208
8. 土木費		1,277,015
	1. 土木管理費	109,179
	2. 道路橋りょう費	101,398



(歳出)		(単位：千円)
款	項	本年度予算額
	3. 都市計画費	924,021
	4. 住宅費	142,417
9. 消防費		796,388
	1. 消防費	796,388
10. 教育費		1,893,373
	1. 教育総務費	321,515
	2. 小学校費	214,429
	3. 中学校費	140,273
	4. 高等学校費	357,923
	5. 幼稚園費	239,180
	6. 社会教育費	381,966
	7. 保健体育費	238,087
11. 災害復旧費		4
	1. 公共土木施設災害復旧費	4
12. 公債費		2,686,600
	1. 公債費	2,686,600
13. 予備費		20,000
	1. 予備費	20,000
歳 出 合 計		21,700,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
大和高田市土地開発公社の金融機関からの融資に対する債務保証	平成25年度以降 事業満了まで	借入金10,000,000千円 とこれに対する利子の 合計額
大和高田市土地開発公社が先行取得する本郷大中線街路事業用地取得事業(平成25年度分)	平成25年度以降 事業満了まで	大和高田市土地開発公社が平成25年度において取得又は補償する用地費等の事業資金の借入金とこれに対する利子及び事務費の合計額
人事評価システム構築業務委託料	平成26年度末まで	2,800千円
情報セキュリティシステム借上料	平成30年9月末まで	10,206千円
公共建物清掃業務	平成27年5月末まで	49,330千円
本庁舎宿直業務	平成27年5月末まで	14,214千円
本庁舎電話交換業務	平成28年5月末まで	16,324千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地開発公社 用地取得事業	千円 111,700	(借入方法) 普通貸借又は 証券発行の方 法による。	% 4.0以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる場合につ いて、利率の見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利率)	政府資金について は、その融資条件によ り、銀行その他の場合 にはその債権者と協定 するものによる。 ただし、市財政の都 合により据置期間及び 償還期間を短縮し、又 は繰上償還もしくは低 利に借換えすることが できる。
保育所耐震補強事業	1,000	〃	〃	〃
清掃運搬施設等 整備事業	12,100	〃	〃	〃
橋りょう整備事業	4,000	〃	〃	〃
本郷大中線街路事業	12,500	〃	〃	〃
市営住宅整備事業	4,500	〃	〃	〃
中学校耐震補強事業	15,000	〃	〃	〃
幼稚園耐震補強事業	1,100	〃	〃	〃
臨時財政対策債	1,060,000	〃	〃	〃
計	1,221,900			

## 平成25年度大和高田市国民健康保険事業特別会計予算

平成25年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,675,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、

1,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第2款保険給付費に計上した各項(審査費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

## 第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位:千円)

款	項	本年度予算額
1. 国民健康保険税		1,592,115
	1. 国民健康保険税	1,592,115
2. 使用料及び手数料		39
	1. 手数料	39
3. 国庫支出金		2,907,572
	1. 国庫負担金	1,591,624
	2. 国庫補助金	1,315,948
4. 療養給付費等交付金		324,297
	1. 療養給付費等交付金	324,297
5. 前期高齢者交付金		1,938,024
	1. 前期高齢者交付金	1,938,024
6. 県支出金		488,915
	1. 県負担金	54,041
	2. 県補助金	434,874
7. 共同事業交付金		903,033
	1. 共同事業交付金	903,033
8. 財産収入		1
	1. 財産運用収入	1
9. 繰入金		507,208
	1. 一般会計繰入金	507,207
	2. 基金繰入金	1
10. 諸収入		13,996
	1. 延滞金加算金及び過料	323
	2. 市預金利子	1
	3. 療養費等指定公費返還金	1,087
	4. 雑入	12,585

(歳入)			(単位：千円)
款	項		本年度予算額
歳入合計			8,675,200

(歳出)		(単位：千円)
款	項	本年度予算額
1. 総務費		153,918
	1. 総務管理費	131,241
	2. 徴税費	22,217
	3. 運営協議会費	460
2. 保険給付費		5,958,579
	1. 療養諸費	5,276,900
	2. 高額療養費	628,684
	3. 出産育児諸費	48,745
	4. 葬祭諸費	4,050
	5. 移送費	200
3. 後期高齢者支援金等		1,082,847
	1. 後期高齢者支援金等	1,082,847
4. 前期高齢者納付金等		674
	1. 前期高齢者納付金等	674
5. 介護納付金		466,626
	1. 介護納付金	466,626
6. 共同事業拠出金		903,038
	1. 共同事業拠出金	903,038
7. 保健事業費		75,855
	1. 特定健康診査等事業費	62,653
	2. 保健事業費	13,202
8. 基金積立金		1
	1. 基金積立金	1
9. 公債費		21,611
	1. 公債費	21,611
10. 諸支出金		11,551

(歳出)		(単位：千円)
款	項	本年度予算額
	1. 償還金及び還付加算金	7,600
	2. 繰出金	1,864
	3. 療養費等指定公費立替金負担金	1,087
	4. 旧老人保健拠出金	1,000
11. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳出合計		8,675,200

平成25年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計予算

平成25年度大和高田市の国民健康保険天満診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ139,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。



第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 診療収入		120,512
	1. 外来収入	117,408
	2. その他検査等収入	3,104
2. 使用料及び手数料		9,994
	1. 手数料	9,994
3. 財産収入		19
	1. 財産運用収入	19
4. 繰入金		1,718
	1. 基金繰入金	1
	2. 特別会計繰入金	1,717
5. 繰越金		6,998
	1. 繰越金	6,998
6. 諸収入		159
	1. 市預金利子	1
	2. 雑入	158
歳 入 合 計		139,400

(歳出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 総務費		57,853
	1. 施設管理費	57,620
	2. 研究研修費	233
2. 医業費		81,001
	1. 医業費	81,001
3. 基金積立金		19
	1. 基金積立金	19
4. 公債費		27
	1. 公債費	27
5. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳出合計		139,400

平成25年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計予算

平成25年度大和高田市の住宅新築資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、320,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 諸収入		33,700
	1. 市預金利子	1
	2. 雑入	33,699
市債		0
	市債	0
歳入合計		33,700

(歳出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 住宅新築資金等貸付事業費		5
	1. 運用管理費	5
2. 公債費		33,695
	1. 公債費	33,695
歳出合計		33,700

平成25年度大和高田市下水道事業特別会計予算

平成25年度大和高田市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,233,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、

1,300,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 使用料及び手数料		345,612
	1. 使用料	345,612
2. 国庫支出金		253,000
	1. 国庫補助金	253,000
3. 財産収入		1
	1. 財産運用収入	1
4. 繰入金		680,977
	1. 一般会計繰入金	680,977
5. 諸収入		10
	1. 市預金利子	10
6. 市債		954,100
	1. 市債	954,100
歳 入 合 計		2,233,700

(歳出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 下水道事業費		1,045,604
	1. 下水道事業費	1,045,604
2. 公債費		1,187,696
	1. 公債費	1,187,696
3. 予備費		400
	1. 予備費	400
歳 出 合 計		2,233,700

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
企業会計移行業務委託料	平成26年度末まで	6,187千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
下水道事業	千円 537,100	(借入方法) 普通貸借又は 証券発行の方 法による。	% 4.0以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる場合につ いて、利率の見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利率)	政府資金につ いては、その融 資条件により、 銀行その他の場 合にはその債権 者と協定するも のによる。 ただし、市財政 の都合により据 置期間及び償還 期間を短縮し、 又は繰上償還も しくは低利に借 換えすることが できる。
資本費平準化債	417,000	”	”	”
計	954,100			

平成25年度大和高田市駐車場事業特別会計予算

平成25年度大和高田市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、330,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 使用料及び手数料		42,798
	1. 使用料	42,798
2. 諸収入		2
	1. 市預金利子	2
歳入合計		42,800

(歳出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 駐車場費		17,165
	1. 駐車場費	17,165
2. 公債費		25,535
	1. 公債費	25,535
3. 予備費		100
	1. 予備費	100
歳出合計		42,800

平成25年度大和高田市介護保険事業特別会計予算

平成25年度大和高田市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,844,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、

250,000千円と定める。

## 第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位:千円)

款	項	本年度予算額
1. 保険料		957,711
	1. 介護保険料	957,711
2. 使用料及び手数料		2
	1. 手数料	2
3. 国庫支出金		1,094,269
	1. 国庫負担金	814,770
	2. 国庫補助金	279,499
4. 支払基金交付金		1,339,243
	1. 支払基金交付金	1,339,243
5. 県支出金		694,677
	1. 県負担金	677,275
	2. 県補助金	17,402
	財政安定化基金支出金	0
6. 財産収入		69
	1. 財産運用収入	69
7. 繰入金		756,934
	1. 一般会計繰入金	733,034
	2. 基金繰入金	23,900
9. 諸収入		1,695
	1. 延滞金加算金及び過料	10
	2. 市預金利子	60
	3. 雑入	1,625
繰越金		0
	繰越金	0
歳入合計		4,844,600



(歳出)		(単位:千円)
款	項	本年度予算額
1. 総務費		132,653
	1. 総務管理費	92,884
	2. 徴収費	3,693
	3. 介護認定審査会費	35,748
	4. 介護保険運営協議会費	328
2. 保険給付費		4,590,910
	1. 給付諸費	4,590,910
3. 地域支援事業費		108,669
	1. 介護予防事業費	28,795
	2. 包括的支援事業・任意事業費	79,874
4. 基金積立金		10,661
	1. 基金積立金	10,661
5. 公債費		217
	1. 公債費	217
6. 諸支出金		1,490
	1. 償還金及び還付加算金	1,490
歳 出 合 計		4,844,600

平成25年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計予算

平成25年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ633,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、

100,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 後期高齢者医療保険料		416,786
	1. 後期高齢者医療保険料	416,786
2. 繰入金		206,918
	1. 一般会計繰入金	206,918
3. 諸収入		9,896
	1. 市預金利子	20
	2. 雑入	9,876
歳 入 合 計		633,600

(歳出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 総務費		40,719
	1. 総務管理費	39,179
	2. 徴収費	1,540
2. 後期高齢者医療広域連合負担金		582,649
	1. 後期高齢者医療広域連合負担金	582,649
3. 保健事業費		9,065
	1. 保健事業費	9,065
4. 公債費		67
	1. 公債費	67
5. 諸支出金		1,000
	1. 償還金及び還付加算金	1,000
6. 予備費		100
	1. 予備費	100
歳 出 合 計		633,600

平成25年度大和高田市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度大和高田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 総配水量	7,250,000 m <sup>3</sup>
(うち県営水道からの受水量)	7,250,000 m <sup>3</sup> )
(2) 一日平均配水量	19,863 m <sup>3</sup>
(3) 平均給水件数	30,715件
(4) 主要な建設改良事業	
イ. 配水管布設、布設替及び移設工事	352,450千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	水道事業収益	1,842,515千円
第1項	営業収益	1,841,558千円
第2項	営業外収益	882千円
第3項	特別利益	75千円

支 出

第1款	水道事業費用	1,727,829千円
第1項	営業費用	1,629,138千円
第2項	営業外費用	77,191千円
第3項	特別損失	19,500千円
第4項	予備費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 456,889千円は当年度分損益勘定留保資金 252,092千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 13,795千円、建設改良積立金 174,207千円及び経営安定化積立金 16,795千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款	資 本 的 収 入	154,611千円
第1項	企 業 債	50,000千円
第2項	負 担 金	104,611千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	611,500千円
第1項	建 設 改 良 費	424,560千円
第2項	企 業 債 償 還 金	184,940千円
第3項	予 備 費	2,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
配水場管理業務委託 (中央監視室操作委託 及び配水場巡視点検 ・ 緊急対応)	平成26年度から 契約期限到来の日まで	契約に定める額
検針及び量水器 取替業務委託	平成26年度から 契約期限到来の日まで	契約に定める額
庁舎清掃委託	平成26年度から 契約期限到来の日まで	契約に定める額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業債	50,000 千円	証書借入	4.0% 以内	政府資金、地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 247,036千円
- (2) 交際費 20千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、4,279千円と定める。

平成25年度大和高田市立病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度大和高田市立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 病床数				320床
(2) 年間入院患者数及び外来患者数	入院患者数	95,776人	外来患者数	213,500人
(3) 1日平均入院患者数及び外来患者数	入院患者数	262人	外来患者数	875人
(4) 主要な建設改良事業			設備改良費	1千円
			設備新設費	16,980千円
			固定資産購入費	60,159千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	7,150,962千円
第1項 医業収益	6,779,830千円
第2項 附帯事業収益	87,162千円
第3項 医業外収益	278,969千円
第4項 特別利益	5,001千円

支 出

第1款 病院事業費用	6,905,631千円
第1項 医業費用	6,570,193千円
第2項 附帯事業費用	91,958千円
第3項 医業外費用	202,479千円
第4項 特別損失	40,001千円
第5項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額179,418千円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	218,224千円
第1項 企業債	58,900千円
第2項 補助金	1千円
第3項 負担金	159,320千円
第4項 固定資産売却代	1千円
第5項 その他資本収入	1千円
第6項 寄付金	1千円

支 出

第1款 資本的支出	397,642 千円
第1項 建設改良費	77,140 千円
第2項 企業債償還金	319,999 千円
第3項 投資	2 千円
第4項 その他資本支出	1 千円
第5項 予備費	500 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
病院事業に係る貸借	平成26年度から契約期限到来の日まで	契約に定める額
病院事業に係る委託	平成26年度から契約期限到来の日まで	契約に定める額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償 還 方 法
病院医療器械整備事業	58,900 千円	証書借入	4.0%以内	政府資金、地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は 3,000,000千円に定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1. 収益的支出における各項間の流用
2. 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 1. 職 員 給 与 費 | 3,800,425 千円 |
| 2. 交 際 費     | 400 千円       |

(他会計からの補助金)

第10条 地方公営企業法第17条の2第1項の規定により一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は 500,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、769,626千円と定める。

## 平成24年度大和高田市一般会計補正予算(第7号)

平成24年度大和高田市の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

## (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,449,094千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,898,104千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## (繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による

## (地方債の補正)

第3条 地方債は、「第3表 地方債補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 地方交付税		6,766,596	148,872	6,915,468
	1. 地方交付税	6,766,596	148,872	6,915,468
13. 国庫支出金		4,086,889	347,869	4,434,758
	1. 国庫負担金	3,701,993	82,591	3,784,584
	2. 国庫補助金	362,305	265,278	627,583
14. 県支出金		1,353,892	35,544	1,389,436
	1. 県負担金	869,645	35,544	905,189
16. 寄附金		13,351	2,209	15,560
	1. 寄附金	13,351	2,209	15,560
19. 市債		1,790,400	914,600	2,705,000
	1. 市債	1,790,400	914,600	2,705,000
補正されなかった科目に係る額		8,437,882	0	8,437,882
歳入合計		22,449,010	1,449,094	23,898,104



(歳出)		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		1,898,147	213,120	2,111,267
	1. 総務管理費	1,361,222	213,120	1,574,342
3. 民生費		9,811,217	253,277	10,064,494
	1. 社会福祉費	3,800,906	253,277	4,054,183
4. 衛生費		2,598,248	98,041	2,696,289
	1. 保健衛生費	949,673	113,113	1,062,786
	2. 清掃費	1,648,575	△15,072	1,633,503
6. 農林水産業費		111,086	2,460	113,546
	1. 農業費	111,086	2,460	113,546
8. 土木費		2,100,466	192,950	2,293,416
	2. 道路橋りょう費	90,329	14,700	105,029
	3. 都市計画費	1,768,334	178,250	1,946,584
9. 消防費		905,681	56,782	962,463
	1. 消防費	905,681	56,782	962,463
10. 教育費		1,902,948	659,815	2,562,763
	1. 教育総務費	323,269	577	323,846
	2. 小学校費	248,478	659,056	907,534
	6. 社会教育費	344,437	100	344,537
	7. 保健体育費	249,957	82	250,039
12. 公債費		2,699,873	△27,351	2,672,522
	1. 公債費	2,699,873	△27,351	2,672,522
補正されなかった科目に係る額		421,344	0	421,344
歳出合計		22,449,010	1,449,094	23,898,104

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
農林水産業費	農業費	耕地一般事業	2,460
土木費	道路橋りょう費	道路補修事業	14,700
	都市計画費	総合公園新設事業	85,000
		本郷大中線街路事業	93,120
		都市再生整備事業	56,000
教育費	小学校費	小学校耐震補強事業	659,056
	中学校費	中学校大規模改造事業	33,575

第3表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
退職手当債	千円 330,000	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
道路整備事業債	2,700	〃	〃	〃

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総合公園整備事業	千円 9,000	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 46,500	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
本郷大中線街路事業	47,700	〃	〃	〃	89,300	〃	〃	〃
小学校耐震補強事業	10,000	〃	〃	〃	451,400	〃	〃	〃
臨時財政対策債	1,030,000	〃	〃	〃	1,091,400	〃	〃	〃

平成24年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

平成24年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,252千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,473,541千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税		1,612,832	△20,564	1,592,268
	1. 国民健康保険税	1,612,832	△20,564	1,592,268
3. 国庫支出金		2,830,565	△45,646	2,784,919
	1. 国庫負担金	1,533,190	△619	1,532,571
	2. 国庫補助金	1,297,375	△45,027	1,252,348
4. 療養給付費等交付金		301,512	△90,000	211,512
	1. 療養給付費等交付金	301,512	△90,000	211,512
6. 県支出金		461,302	△116	461,186
	2. 県補助金	407,145	△116	407,029
7. 共同事業交付金		900,492	△17,280	883,212
	1. 共同事業交付金	900,492	△17,280	883,212
9. 繰入金		465,897	172,104	638,001
	1. 一般会計繰入金	465,896	172,104	638,000
10. 諸収入		13,704	250	13,954
	3. 療養費等指定公費返還金	795	250	1,045
補正されなかった科目に係る額		1,888,489	0	1,888,489
歳入合計		8,474,793	△1,252	8,473,541

(歳出)		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		184,652	158	184,810
	1. 総務管理費	151,023	158	151,181
2. 保険給付費		5,809,118	△91,680	5,717,438
	1. 療養諸費	5,134,565	△80,000	5,054,565
	2. 高額療養費	622,489	△10,000	612,489
	3. 出産育児諸費	47,904	△1,680	46,224
3. 後期高齢者支援金等		1,020,292	△1,418	1,018,874
	1. 後期高齢者支援金等	1,020,292	△1,418	1,018,874
5. 介護納付金		432,468	△519	431,949
	1. 介護納付金	432,468	△519	431,949
6. 共同事業拠出金		900,497	△17,280	883,217
	1. 共同事業拠出金	900,497	△17,280	883,217
10. 諸支出金		9,789	109,487	119,276
	1. 償還金及び還付加算金	7,600	109,237	116,837
	3. 療養費等指定公費立替金負担金	795	250	1,045
補正されなかった科目に係る額		117,977	0	117,977
歳出合計		8,474,793	△1,252	8,473,541

平成24年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算(第2号)

平成24年度大和高田市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,818千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ322,296千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 諸収入		300,478	10,818	311,296
	2. 雑入	300,477	10,818	311,295
補正されなかった科目に係る額		11,000	0	11,000
歳入合計		311,478	10,818	322,296

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 公債費		53,195	10,818	64,013
	1. 公債費	53,195	10,818	64,013
補正されなかった科目に係る額		258,283	0	258,283
歳出合計		311,478	10,818	322,296

平成24年度大和高田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成24年度大和高田市の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ63,570千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,116,681千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債は、「第3表 地方債補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 国庫支出金		225,000	△55,000	170,000
	1. 国庫補助金	225,000	△55,000	170,000
4. 繰入金		666,401	130	666,531
	1. 一般会計繰入金	666,401	130	666,531
6. 市債		943,500	△8,700	934,800
	1. 市債	943,500	△8,700	934,800
補正されなかった科目に係る額		345,350	0	345,350
歳入合計		2,180,251	△63,570	2,116,681

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 下水道事業費		979,997	△63,570	916,427
	1. 下水道事業費	979,997	△63,570	916,427
補正されなかった科目に係る額		1,200,254	0	1,200,254
歳出合計		2,180,251	△63,570	2,116,681

## 第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
下水道事業費	下水道事業費	公共下水道事業	130,000
		流域下水道事業	46,430

第3表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	千円 512,300	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 503,600	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

平成24年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

平成24年度大和高田市の介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ140,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,775,712千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。



第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金		1,008,102	27,200	1,035,302
	1. 国庫負担金	756,683	27,200	783,883
4. 支払基金交付金		1,260,302	40,600	1,300,902
	1. 支払基金交付金	1,260,302	40,600	1,300,902
5. 県支出金		694,532	18,300	712,832
	1. 県負担金	637,617	18,300	655,917
7. 繰入金		731,491	53,900	785,391
	1. 一般会計繰入金	707,591	17,500	725,091
	2. 基金繰入金	23,900	36,400	60,300
補正されなかった科目に係る額		941,285	0	941,285
歳入合計		4,635,712	140,000	4,775,712

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 保険給付費		4,290,157	140,000	4,430,157
	1. 給付諸費	4,290,157	140,000	4,430,157
補正されなかった科目に係る額		345,555	0	345,555
歳出合計		4,635,712	140,000	4,775,712

平成24年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)

平成24年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ822千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ618,711千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 繰入金		212,726	822	213,548
	1. 一般会計繰入金	212,726	822	213,548
補正されなかった科目に係る額		405,163	0	405,163
歳入合計		617,889	822	618,711

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 後期高齢者医療広域 連合負担金		560,807	1,272	562,079
	1. 後期高齢者医療広域 連合負担金	560,807	1,272	562,079
5. 諸支出金		1,355	△450	905
	1. 償還金及び還付加算 金	1,355	△450	905
補正されなかった科目に係る額		55,727	0	55,727
歳出合計		617,889	822	618,711

平成24年度大和高田市立病院事業会計補正予算(第3号)

第1条 平成24年度大和高田市立病院事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成24年度大和高田市立病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

	(既決業務の予定量)	(補正業務の予定量)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
固定資産購入費	835,151千円	△158,932千円	676,219千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 病院事業収益	7,122,009千円	75,029千円	7,197,038千円
第1項 医業収益	6,757,625千円	42,887千円	6,800,512千円
第2項 附帯事業収益	90,246千円	△4,496千円	85,750千円
第3項 医業外収益	264,137千円	36,638千円	300,775千円
支 出			
第1款 病院事業費用	7,016,588千円	△7,018千円	7,009,570千円
第1項 医業費用	6,489,181千円	△62,989千円	6,426,192千円
第3項 医業外費用	394,667千円	55,971千円	450,638千円

第4条 予算第4条本文括弧書中当年度分損益勘定留保資金で補てんする額「143,269千円」を「105,381千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	974,428千円	△121,044千円	853,384千円
第1項 企業債	830,000千円	△156,900千円	673,100千円
第3項 負担金	144,424千円	35,856千円	180,280千円

支 出				
第1款	資本的支出	1,117,697千円	△158,932千円	958,765千円
第1項	建設改良費	835,153千円	△158,932千円	676,221千円
第5条 予算第6条を次のように改める。				
(起債の目的)	(限度額)	(起債の方法)	(利率)	(償還の方法)
病院医療器械整備事業	673,100千円	証書借入	4.0%以内	政府資金、地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。				
(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
1. 職員給与費	3,783,848千円	△87,220千円	3,696,628千円	
第7条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計への補助を受ける金額「471,000千円」を「579,898千円」に改める。				

**告示第17号**

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第5条の規定により告示します。

平成25年3月15日

大和高田市長 吉田誠克

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

平成25年3月29日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成24年12月4日、同月6日、同月10日、同月11日、同月17日、同月19日、同月20日

**告示第19号**

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第3項の規定により、本市における平成25年度固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧の場所及び期間を次のとおり告示します。

平成25年3月26日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 縦覧場所 大和高田市役所税務課
2. 縦覧期間 平成25年4月1日から平成25年4月30日までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。

**告示第20号**

大和高田市し尿くみ取り手数料集金事務委託規則(昭和46年規則第11号)に基づき、し尿くみ取り手数料集金事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第2項の規定により告示する。

平成25年3月27日

大和高田市長 吉田 誠 克

## 1 委託した者

氏 名	住 所
田中 千里	大和高田市大中南町5番12号
森口 悦子	大和高田市蔵之宮町4番3号
白澤 理恵	大和高田市材木町6番52号

## 2 委託期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

**告示第21号**

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項に基づき、使用料の収納事務を次のとおり委託したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第2項の規定により告示する。

平成25年3月27日

大和高田市長 吉田 誠 克

## 1 受託者の住所・氏名

(1) 大和高田市大字池田418番地の1

公益社団法人 大和高田市シルバー人材センター 理事長 坂本 勝

## 2 委託した事務の範囲

大和高田市市営斎場に係る使用料の領収及び保管

## 3 委託期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

**告示第22号**

大和高田市公共施設等防犯カメラ設置要綱を次のように定める。

平成25年3月29日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市公共施設等防犯カメラ設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市が設置する公共施設等に犯罪等防止を目的として設置する防犯カメラの管理及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「防犯カメラ」とは、犯罪等の防止を目的として設置される映像機器及び

これに附属する機器で録画機能を有するものをいう。

- 2 この告示において「映像」とは、防犯カメラによって収集された画像及び防犯カメラによって収集された画像で記録されたものをいう。

(運用責任者)

第3条 防犯カメラの管理及び運用を適正に行うため、各防犯カメラの撮影対象区域ごとに、運用責任者を置くものとする。

- 2 運用責任者は、当該防犯カメラの管理を担当する所属の長又はこれに相当する職にある者をもって充てる。

(運用従事者)

第4条 運用責任者は、防犯カメラの運用に従事する者(以下「運用従事者」という。)を指定し、その事務に従事させることができる。

(設置場所)

第5条 運用責任者は、防犯カメラの設置の目的を達成するために効果的かつ最小限の撮影範囲となる場所に防犯カメラを設置するよう努めなければならない。

- 2 運用責任者は、防犯カメラの設置場所に、標識等により防犯カメラが作動している旨及び設置者が市である旨を表示しなければならない。

(映像の取扱いの制限)

第6条 映像は、運用責任者及び運用従事者(以下「運用責任者等」という。)に限り、取り扱うことができる。

- 2 運用責任者等は、映像から得られた個人情報を大和高田市個人情報保護条例(平成13年大和高田市条例第3号)に基づき、適正に取り扱わなければならない。

(映像の目的外利用及び提供の禁止)

第7条 映像は、防犯カメラの設置の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、警察等から法令に基づく手続により照会等を受けた場合は、この限りでない。

(映像の保存)

第8条 映像は、市が管理する施設内に設置した録画装置に保存する。

- 2 運用責任者等は、映像の漏えい、滅失、き損又は改ざんの防止その他映像の保存について必要な措置を講じなければならない。

(映像の保存期間)

第9条 映像の保存期間は、原則として10日間とする。

(映像の消去)

第10条 前条に規定する保存期間が経過した映像は、消去しなければならない。ただし、第7条ただし書の場合は、この限りでない。

(苦情の処理)

第11条 運用責任者等は、防犯カメラに関する苦情があったときは、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、防犯カメラの管理、運用等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

### 告示第23号

大和高田市新型インフルエンザ等対策本部運営要綱を次のように定める。

平成25年3月29日

大和高田市長 吉田 誠 克

## 大和高田市新型インフルエンザ等対策本部運営要綱

大和高田市新型インフルエンザ等対策本部設置要綱(平成21年告示第86号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、大和高田市新型インフルエンザ等対策本部条例(平成25年条例第9号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、大和高田市新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(副本部長)

第2条 条例第2条第2項に規定する大和高田市新型インフルエンザ等対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副市長及び教育長とする。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 前項の規定により本部長を代理する副本部長は、副市長、教育長の順序とする。

(本部員等)

第3条 条例第2条第3項に規定する大和高田市新型インフルエンザ等対策本部員(以下「本部員」という。)は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 中和広域消防組合高田消防署長

(2) 改革推進局理事

(3) 企画政策部長

(4) 財務部長

(5) 市民部長

(6) 福祉部長

(7) 保健部長

(8) 環境建設部長

(9) 環境建設部理事

(10) 上下水道部長

(11) 市立病院事務局長

(12) 教育委員会事務局長

(13) 議会事務局長

2 前項第2号から第13号までに掲げる本部員のほか、本部長が必要があると認めるときは、当該本部員以外の職員を任命することができる。

3 本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他市の職員以外の者を対策本部の会議に出席させ、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(会議録)

第4条 本部長は、条例第3条に規定する会議を開いたときは、会議録を作成し、次に掲げる事項を記録しなければならない。

(1) 会議の開催日時及び開催場所

(2) 出席者の職名及び氏名

(3) 会議に付した案件及び議事の経過

(4) 議決した事項

(5) その他参考事項

(庶務)

第5条 対策本部の庶務は、保健部健康増進課において処理する。

(補則)



第6条 この告示に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この告示は、大和高田市新型インフルエンザ等対策本部条例の施行の日から施行す告示第51号  
地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により、本市における平成25年度固定資産の価格等のすべてを固定資産課税台帳に登録しましたので、同条第2項の規定により告示  
します。

**告示第25号**

大和高田市法定外公共物の売払いに関する事務取扱要綱を次のように定める。

平成25年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市法定外公共物の売払いに関する事務取扱要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、法令その他別に定めがあるものを除き、法定外公共物の用途廃止に伴う土地の  
売払いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において「法定外公共物」とは、大和高田市法定外公共物管理条例（平成16年条  
例第25号。以下「条例」という。）第2条に規定する法定外公共物をいう。

（売払い財産）

第3条 この告示において売り払う財産は、条例第16条の規定に基づき用途を廃止し、普通財産へ  
用途変更した法定外公共物（以下「用途廃止財産」という。）とする。

（売払いの方法）

第4条 用途廃止財産の売払いは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第  
1項第2号の規定に基づき、随意契約により行う。

（売払いの申込み）

第5条 大和高田市法定外公共物管理条例施行規則（平成16年規則第37号）第10条の規定によ  
る申請により法定外公共物の用途の廃止を認められた者が、用途廃止財産の売払いの申込みを行う  
ときは、用途廃止財産売払申込書（様式第1号。以下「売払申込書」という。）に次に掲げる書類  
を添付し、市長に提出しなければならない。

（1） 住民票抄本の写し又は登記事項証明書（現在事項全部証明書）の写し

（2） 印鑑証明書の写し（申請人及び利害関係人のもの）

（3） 位置図

（4） 公図の写し

（5） 隣接土地調書（様式第2号）

（6） 隣接地の土地登記事項証明書の写し

（7） 現況写真

（8） 現況図（平面図及び断面図）及び求積図

（9） 法定外公共物の境界確定書の写し

（10） 用途廃止財産売払同意書（様式第3号）

（11） 法定外公共物の用途廃止について（承認）の写し

（12） 用途廃止財産の地積測量図

（13） 暴力団排除に関する誓約書

（14） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（売払代金の決定及び土地売買契約の締結）

第6条 市長は、前条の売払申込書の提出があったときは、その内容を審査し、用途廃止財産の売払



後の利用地目を認定した上で、別表に定める法定外公共物売払代金算定基準により、売払代金の決定を行うものとする。

- 2 市長は、前項の決定を行った後速やかに、第5条に規定する売払申込書の提出を行った者（以下「申込者」という。）を買受人として、大和高田市公有財産規則（昭和41年規則第14号）第9条の規定により、売買契約書を作成し、用途廃止財産の売買契約を締結するものとする。

（売払代金の支払）

第7条 市長は、前条第2項の規定により売買契約を締結したときは、直ちに売払代金の納付書を発行するものとする。

- 2 申込者は、前項の納付書により指定された期限までに売払代金を納付しなければならない。

（所有権の移転）

第8条 用途廃止財産の所有権は、前条第2項の規定により申込者が売払代金を納付したときに申込者に移転する。

- 2 市長は、前項の規定により所有権が移転したときは、直ちに所有権の移転を証する書面を申込者に交付するものとする。

（売払いの登記）

第9条 申込者は、前条第1項の規定により用途廃止財産の所有権が移転したときは、用途廃止財産に地番がない場合にあつては表題登記及び所有権保存登記を、地番がある場合にあつては所有権移転登記を自らの費用で行わなければならない。

- 2 申込者は、前項の登記が完了したときは、速やかに用途廃止財産登記完了通知書（様式第4号）により当該物件の土地登記事項証明書の原本を添付し、市長に通知しなければならない。

（補則）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

（別表）

#### 法定外公共物売払代金算定基準

#### 1 算定の概要

用途廃止財産はその土地の形状から考えると単独利用価値がないため、申込者の所有地（隣接地）との一体的な利用地目の認定を行い、利用地目に応じた下記算定方法において売払代金の決定を行う。

#### 2 利用地目の認定

売払申込書の提出に伴い、書類審査、聞き取り及び現場調査を行い、将来において申込者の所有地（隣接地）と一体的に利用される状況を勘案して利用地目の認定を行う。

利用地目の種類

- (1) 宅地 建物の敷地に供される土地
- (2) 雑種地 宅地以外の土地

#### 3 売払代金算定方法

- (1) 市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第2項に規定する市街化区域をいう。）で利用地目が宅地又は雑種地の場合

本市固定資産税路線価（以下「路線価」という。）×売払面積（実測）

- (2) 市街化調整区域（都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域をいう。以下同じ。）で利用地目が宅地の場合

路線価×売払面積（実測）

- (3) 市街化調整区域で利用地目が雑種地の場合

路線価×1/2×売払面積（実測）

（注1） 一体利用地に接している路線価が2以上あるときは、高い方の路線価を算定に用いるものとする。ただし、一体利用地と接道との高低差その他やむを得ない状況にある場合は、この限りでない。

（注2） 上記算定は、千円未満切り捨てとする。

様式第1号（第5条関係）

用途廃止財産売払申込書

年 月 日

大和高田市長 殿

申込者 住 所

氏 名 実印

（法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

電 話

下記の用途廃止財産の買受けを希望しますので、関係書類を添えて申し込みます。なお、売払代金の完納後、所有権の移転を証する書面の交付を併せて申し込みます。

記

用途廃止財産の所在地	大和高田市	先
法定外公共物の種類	[里道]・[水路]・[その他]	
売 払 面 積	m <sup>2</sup>	
使 用 目 的		
備 考		

【添付書類】

- (1) 住民票抄本の写し又は登記事項証明書（現在事項全部証明書）の写し
- (2) 印鑑証明書の写し（申請人及び利害関係人のもの） (3) 位置図
- (4) 公図の写し (5) 隣接土地調書（様式第2号）
- (6) 隣接地の土地登記事項証明書の写し (7) 現況写真
- (8) 現況図（平面図及び断面図）及び求積図 (9) 法定外公共物の境界確定書の写し
- (10) 用途廃止財産売払同意書（様式第3号）
- (11) 法定外公共物の用途廃止について（承認）の写し
- (12) 用途廃止財産の地積測量図 (13) 暴力団排除に関する誓約書
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

隣 接 土 地 調 書

所 在	地 番	地 目	地積 (m <sup>2</sup> )	所 有 者	摘 要


※摘要欄には、所有地、隣接地又は点接地のいずれかを記入すること。

様式第3号(第5条関係)

年 月 日

大和高田市長 殿

利害関係人 住 所

氏 名

実印

(法人にあつては、主たる事務所の所在  
地並びに名称及び代表者の氏名)

電 話

用途廃止財産売払同意書

下記のとおり用途廃止物件の売払いについて、同意します。

記

1 売払いを受けようとする用途廃止財産

用途廃止財産の所在地	大和高田市	先
法定外公共物の種類	[里道]・[水路]・[その他]	
売 払 面 積	m <sup>2</sup>	
備 考		

2 売払いを受けようとする者

住 所	
氏 名	

※法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名

様式第4号(第9条関係)

年 月 日

大和高田市長 殿

買受人 住 所

氏 名

実印

(法人にあつては、主たる事務所の所在  
地並びに名称及び代表者の氏名)

電 話

用途廃止財産登記完了通知書

年 月 日付けで売買契約を締結した下記物件について、全ての登記作業が完了しましたので、登記事項証明書の原本を添付して通知します。

記

用途廃止財産登記完了内容

用途廃止財産の所在地	大和高田市
登 記 地 目	
登 記 面 積	m <sup>2</sup>
所 有 者	

## 【添付書類】

用途廃止財産の土地登記事項証明書(原本)

## 告示第27号

大和高田市指定地域密着型サービス事業者の記録の整備に関する要綱を次のように定める。

平成25年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市指定地域密着型サービス事業者の記録の整備に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、大和高田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年条例第27号。以下「条例」という。)第42条第3項第1号、第58条第3項第1号、第79条第3項第1号、第107条第3項第1号、第148条第3項第1号、第176条第3項第1号及び第201条第3項第1号に規定する市長が別に定める記録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の記録の整備)

第2条 条例第42条第3項第1号の市長が別に定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画
- (2) 勤務形態一覧表又は勤務簿・タイムカード等従業員の勤務実績に関する記録
- (3) サービス提供記録のうち、提供日、サービスの開始時刻及び終了時刻、提供した具体的なサービスの内容、利用者の氏名並びに特記事項が記録されたもの
- (4) サービス提供票
- (5) 介護給付費明細書
- (6) 利用者負担分に係る領収関係書類
- (7) 加算の算定要件を基礎付ける記録
- (8) その他請求内容の基礎となる記録

(指定夜間対応型訪問介護事業者の記録の整備)

第3条 条例第58条第3項第1号の市長が別に定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 夜間対応型訪問介護計画
- (2) 勤務形態一覧表又は勤務簿・タイムカード等従業員の勤務実績に関する記録
- (3) サービス提供記録のうち、提供日、サービスの開始時刻及び終了時刻、提供した具体的なサービスの内容、利用者の氏名並びに特記事項が記録されたもの
- (4) サービス提供票
- (5) 介護給付費明細書
- (6) 利用者負担分に係る領収関係書類
- (7) 加算の算定要件を基礎付ける記録
- (8) その他請求内容の基礎となる記録

(指定認知症対応型通所介護事業者の記録の整備)

第4条 条例第79条第3項第1号の市長が別に定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 認知症対応型通所介護計画
- (2) 勤務形態一覧表又は勤務簿・タイムカード等従業員の勤務実績に関する記録
- (3) サービス提供記録のうち、提供日、サービスの開始時刻及び終了時刻、提供した具体的なサービスの内容、利用者の氏名並びに特記事項が記録されたもの
- (4) サービス提供票
- (5) 介護給付費明細書
- (6) 利用者負担分に係る領収関係書類

(7) 加算の算定要件を基礎付ける記録

(8) その他請求内容の基礎となる記録

(指定小規模多機能型居宅介護事業者の記録の整備)

第5条 条例第107条第3項第1号の市長が別に定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 居宅サービス計画

(2) 小規模多機能型居宅介護計画

(3) 勤務形態一覧表、勤務簿、タイムカード等従業員の勤務実績に関する記録

(4) フロア日誌、日報等利用者の入所状況、職員の勤務状況及び特記事項が記載された記録

(5) 介護給付費明細書

(6) 利用者負担分に係る領収関係書類

(7) 加算の算定要件を基礎付ける記録

(8) 条例第92条第6号に規定する身体の拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(9) その他請求内容の基礎となる記録

(指定認知症対応型共同生活介護事業者の記録の整備)

第6条 条例第127条第3項第1号の市長が別に定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 認知症対応型共同生活介護計画

(2) 勤務形態一覧表、勤務簿、タイムカード等従業員の勤務実績に関する記録

(3) フロア日誌、日報等利用者の入所状況、職員の勤務状況及び特記事項が記載された記録

(4) 介護給付費明細書

(5) 利用者負担分に係る領収関係書類

(6) 加算の算定要件を基礎付ける記録

(7) 条例第117条第6項に規定する身体の拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(8) その他請求内容の基礎となる記録

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者の記録の整備)

第7条 条例第148条第3項第1号の市長が別に定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 地域密着型特定施設サービス計画

(2) 勤務形態一覧表、勤務簿、タイムカード等従業員の勤務実績に関する記録

(3) フロア日誌、日報等利用者の入所状況、職員の勤務状況及び特記事項が記載された記録

(4) 介護給付費明細書

(5) 利用者負担分に係る領収関係書類

(6) 加算の算定要件を基礎付ける記録

(7) 条例第138条第5項に規定する身体の拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(8) その他請求内容の基礎となる記録

(指定地域密着型介護老人福祉施設の記録の整備)

第8条 条例第176条第3項第1号の市長が別に定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 地域密着型施設サービス計画

(2) 勤務形態一覧表、勤務簿、タイムカード等従業員の勤務実績に関する記録

(3) フロア日誌、日報等利用者の入所状況、職員の勤務状況及び特記事項が記載された記録

(4) 介護給付費明細書

(5) 利用者負担分に係る領収関係書類

(6) 加算の算定要件を基礎付ける記録

(7) 条例第157条第5項に規定する身体の拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の

状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

- (8) その他請求内容の基礎となる記録  
(指定複合型サービス事業者の記録の整備)

第9条 条例第201条第3項第1号の市長が別に定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 居宅サービス計画
- (2) 複合型サービス計画
- (3) 勤務形態一覧表又は勤務簿・タイムカード等従業員の勤務実績に関する記録
- (4) サービス提供記録のうち、提供日、サービスの開始時刻及び終了時刻、提供した具体的なサービスの内容、利用者の氏名並びに特記事項が記録されたもの
- (5) サービス提供票
- (6) 介護給付費明細書
- (7) 利用者負担分に係る領収関係書類
- (8) 加算の算定要件を基礎付ける記録
- (9) 条例第197条第6号に規定する身体の拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (10) その他請求内容の基礎となる記録

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

### 告示第28号

大和高田市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成17年条例第1号）第6条第2項の規定により、指定管理者の指定について告示します。

平成25年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設
  - (1) 施設の名称 大和高田市高田温泉さくら荘
  - (2) 施設の所在地 大和高田市大字池田447番地
- 2 指定管理者となる団体
  - (1) 団体の名称 社会福祉法人 大和高田市社会福祉協議会
  - (2) 団体の所在地 大和高田市大字池田418番地の1
- 3 指定管理者が行う業務の範囲  
大和高田市高田温泉さくら荘条例（平成17年条例第25号）第14条に規定する業務
- 4 指定管理者の指定の期間  
平成25年4月1日から平成26年3月31日

### 告示第29号

大和高田市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成17年条例第1号）第6条第2項の規定により、指定管理者の指定について告示します。

平成25年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設
  - (1) 施設の名称 大和高田市総合福祉会館
  - (2) 施設の所在地 大和高田市大字池田418番地の1
- 2 指定管理者となる団体
  - (1) 団体の名称 社会福祉法人 大和高田市社会福祉協議会

(2) 団体の所在地 大和高田市大字池田418番地の1

3 指定管理者が行う業務の範囲

大和高田市総合福祉会館条例(平成17年条例第36号)第17条に規定する業務

4 指定管理者の指定の期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日

告示第51号

地方税法(昭和25年法律第226号)第411条第1項の規定により、本市における平成25年度固定資産の価格等のすべてを固定資産課税台帳に登録しましたので、同条第2項の規定により告示します。

平成25年4月1日

大和高田市長 吉田誠克

告示第52号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第5条に基づき、平成25年4月以降における本市の公共工事発注の見通しを次のとおり公表します。

平成25年4月1日

大和高田市長 吉田誠克

1 公共工事発注の見通し公表書の閲覧所

大和高田市環境建設部契約監理室

2 閲覧所の閲覧期間及び閲覧時間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

3 閲覧所の休業日

大和高田市の休日を定める条例(平成元年条例第3号)に規定する休日

様式第2号(第2条関係)

平成25年度□公共工事発注見通し公表書□(4月)

土	木	管	理	課	□□□□□□□□	9件
建	築	住	宅	課	□□□□□□□□	1件
都	市	計	画	課	□□□□□□□□	2件
環	境	衛	生	課	□□□□□□□□	2件
下	水	道		課	□□□□□□□□	21件
水	道	工	務	課	□□□□□□□□	32件
教	育	総	務	課	□□□□□□□□	6件
生	涯	学	習	課	□□□□□□□□	1件
□□□□□□□□計					□□□□□□□□	74件

大和高田市

注1) □大和高田市公共工事発注見通し公表書は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第5条に基づき公表するものです。

注2) □掲載する内容は、平成25年□4月現在の発注見通しであるため、後日発注する工事の内容がこの公表書に掲載されている内容と異なる場合又はこの公表書に掲載されていない工事が発注される場合があります。

様式第3号(第2条関係)

平成25年度□4月大和高田市公共工事発注見通し公表書

(土木管理課)

No.	工事名称	工事場所	工事期間 (約□ヶ月)	工事種別	工事概要	入札又は 契約方法	入札時期	備考
1	藤森地内舗装新設工事	藤森	約3ヶ月	舗装工事	舗装新設工事	指名競争	2四半期	
2	神楽地内舗装新設工事	神楽	約3ヶ月	舗装工事	舗装新設工事	指名競争	2四半期	
3	吉井地内側溝維持工事	吉井	約3ヶ月	土木工事	側溝整備	一般競争	3四半期	
4	根成柿地内側溝維持工事	根成柿	約3ヶ月	土木工事	側溝整備	一般競争	3四半期	
5	築山地内側溝維持工事	築山	約3ヶ月	土木工事	側溝整備	一般競争	3四半期	
6	橋りょう補修工事	市内	約3ヶ月	土木工事	橋りょう補修	一般競争	3四半期	
7	藤森地内用排水路整備工事	藤森	約3ヶ月	土木工事	用排水路整備	一般競争	3四半期	
8	奥田箱ダブ整備工事	奥田	約3ヶ月	土木工事	ため池整備	一般競争	3四半期	
9	松塚地内用排水路整備工事	松塚	約3ヶ月	土木工事	用排水路整備	一般競争	3四半期	

様式第3号(第2条関係)

□□□25年度□4月大和高田市公共工事発注見通し公表書

(建築住宅課)

No.	工事名称	工事場所	工事期間 (約□ヶ月)	工事種別	工事概要	入札又は 契約方法	入札時期	備考
1	市営住宅(磯野)3号棟給水 設備改修工事	磯野北町	約3ヶ月	管工事	受水槽及び加圧ポンプ設置	一般競争	2四半期	



様式第3号(第2条関係)

平成25年度4月大和高田市公共工事発注見通し公表書

(都市計画課)

No.	工事名称	工事場所	工事期間 (約ヶ月)	工事種別	工事概要	入札又は 契約方法	入札時期	備考
1	総合公園耐震性貯水槽設置工事	曾大根	約6ヶ月	土木工事 管工事	耐震性上水貯水槽80m <sup>3</sup> 、 緊急遮断弁1式、配管1式	一般競争	1四半期	
2	桜華殿補修等工事	大中	約2ヶ月	建築工事	手摺柵改修	一般競争	1四半期	

様式第3号(第2条関係)

平成25年度4月大和高田市公共工事発注見通し公表書

(環境衛生課)

No.	工事名称	工事場所	工事期間 (約ヶ月)	工事種別	工事概要	入札又は 契約方法	入札時期	備考
1	東雲町共同浴場解体工事	東雲町	約3ヶ月	土木工事	建物解体撤去工事□1式	一般競争	1四半期	
2	市場共同浴場解体工事	市場	約3ヶ月	土木工事	建物解体撤去工事□1式	一般競争	1四半期	

様式第3号(第2条関係)

平成25年度4月大和高田市公共工事発注見通し公表書

(下水道課)

No.	工事名称	工事場所	工事期間 (約ヶ月)	工事種別	工事概要	入札又は 契約方法	入札時期	備考
1	西三倉堂地内管渠工事	西三倉堂	約6ヶ月	土木工事	下水道管渠工事一式	一般競争	1四半期	水遣合併
2	大東町地内管渠工事	大東町	約6ヶ月	土木工事	下水道管渠工事一式	一般競争	1四半期	水遣合併
3	市場地内管渠工事	市場	約6ヶ月	土木工事	下水道管渠工事一式	一般競争	1四半期	水遣合併
4	中三倉堂1丁目地内管渠工事	中三倉堂1丁目	約4ヶ月	土木工事	下水道管渠工事一式	一般競争	2四半期	水遣合併
5	甘田町地内管渠工事	甘田町	約4ヶ月	土木工事	下水道管渠工事一式	一般競争	2四半期	水遣合併
6	東中2丁目地内管渠工事	東中2丁目	約4ヶ月	土木工事	下水道管渠工事一式	一般競争	2四半期	水遣合併
7	曾大根1丁目地内管渠工事	曾大根1丁目	約3ヶ月	土木工事	下水道管渠工事一式	一般競争	2四半期	水遣合併
8	東三倉堂町地内管渠工事	東三倉堂町	約3ヶ月	土木工事	下水道管渠工事一式	一般競争	2四半期	水遣合併
9	南今里町地内管渠工事	南今里町	約3ヶ月	土木工事	下水道管渠工事一式	一般競争	2四半期	水遣合併
10	曾大根2丁目地内管渠工事	曾大根2丁目	約3ヶ月	土木工事	下水道管渠工事一式	一般競争	3四半期	水遣合併
11	大谷地内管渠工事	大谷	約3ヶ月	土木工事	下水道管渠工事一式	一般競争	3四半期	水遣合併
12	曾大根・南陽町地内管渠工事	曾大根・南陽町	約3ヶ月	土木工事	下水道管渠工事一式	一般競争	2四半期	水遣合併
13	旭南町地内管渠工事	旭南町	約3ヶ月	土木工事	下水道管渠工事一式	一般競争	2四半期	水遣合併
14	旭南町地内管渠工事	旭南町	約3ヶ月	土木工事	下水道管渠工事一式	一般競争	3四半期	水遣合併
15	大谷・築山地内管渠工事	大谷・築山	約4ヶ月	土木工事	下水道管渠工事一式	一般競争	3四半期	水遣合併
16	田井新町地内管渠工事	田井新町	約3ヶ月	土木工事	下水道管渠工事一式	一般競争	3四半期	水遣合併
17	大谷地内管渠工事	大谷	約3ヶ月	土木工事	下水道管渠工事一式	一般競争	3四半期	水遣合併
18	東中1丁目地内管渠工事	東中1丁目	約3ヶ月	土木工事	下水道管渠工事一式	一般競争	3四半期	水遣合併
19	田井新町地内管渠工事	田井新町	約3ヶ月	土木工事	下水道管渠工事一式	一般競争	3四半期	水遣合併
20	市場地内管渠工事	市場	約3ヶ月	土木工事	下水道管渠工事一式	一般競争	3四半期	水遣合併
21	市場地内管渠更正工事	市場	約3ヶ月	管工事	下水道管渠更正一式	指名競争	3四半期	

様式第3号(第2系関係)

平成25年度4月大和高田市公共工事発注見通し公表書

(水道工務課)

No.	工事名称	工事場所	工事期間 (約ヶ月)	工事種別	工事概要	入札又は 契約方法	入札時期	備考
1	配水管布設工事	大東町・三和町	約6ヶ月	管工事	GX250・L=290m	一般競争	1四半期	
2	配水管布設替工事	大東町・三和町	約6ヶ月	管工事	GX250・L=290m	一般競争	1四半期	
3	配水管布設替工事	昭和町	約4ヶ月	管工事	GX250・L=240m	一般競争	2四半期	
4	配水管布設替工事	磯野町	約4ヶ月	管工事	GX250・L=270m	一般競争	2四半期	
5	配水管布設替工事	吉井	約6ヶ月	管工事	GX200・L=430m	一般競争	2四半期	
6	配水管布設替工事	根成柿	約3ヶ月	管工事	GX100・L=210m	一般競争	2四半期	
7	配水管布設替工事	菅原町	約2ヶ月	管工事	GX75・L=90m	一般競争	2四半期	
8	給配水管移設工事	西三倉堂	約6ヶ月	管工事	給配水管移設工事□1式	一般競争	1四半期	下水合併
9	給配水管移設工事	大東町	約6ヶ月	管工事	給配水管移設工事□1式	一般競争	1四半期	下水合併
10	給配水管移設工事	市場	約6ヶ月	管工事	給配水管移設工事□1式	一般競争	1四半期	下水合併
11	給配水管移設工事	中三倉堂1丁目	約4ヶ月	管工事	給配水管移設工事□1式	一般競争	2四半期	下水合併
12	給配水管移設工事	甘田町	約4ヶ月	管工事	給配水管移設工事□1式	一般競争	2四半期	下水合併
13	給配水管移設工事	東中2丁目	約4ヶ月	管工事	給配水管移設工事□1式	一般競争	2四半期	下水合併
14	給配水管移設工事	曾大根1丁目	約3ヶ月	管工事	給配水管移設工事□1式	一般競争	2四半期	下水合併
15	給配水管移設工事	東三倉堂町	約3ヶ月	管工事	給配水管移設工事□1式	一般競争	2四半期	下水合併
16	給配水管移設工事	南今里町	約3ヶ月	管工事	給配水管移設工事□1式	一般競争	2四半期	下水合併
17	給配水管移設工事	曾大根2丁目	約3ヶ月	管工事	給配水管移設工事□1式	一般競争	3四半期	下水合併
18	給配水管移設工事	大谷	約3ヶ月	管工事	給配水管移設工事□1式	一般競争	3四半期	下水合併
19	給配水管移設工事	曾大根・南陽町	約3ヶ月	管工事	給配水管移設工事□1式	一般競争	2四半期	下水合併
20	給配水管移設工事	旭南町	約3ヶ月	管工事	給配水管移設工事□1式	一般競争	2四半期	下水合併
21	給配水管移設工事	旭南町	約3ヶ月	管工事	給配水管移設工事□1式	一般競争	3四半期	下水合併
22	給配水管移設工事	大谷・築山	約6ヶ月	管工事	給配水管移設工事□1式	一般競争	3四半期	下水合併
23	給配水管移設工事	田井新町	約3ヶ月	管工事	給配水管移設工事□1式	一般競争	3四半期	下水合併
24	給配水管移設工事	大谷	約3ヶ月	管工事	給配水管移設工事□1式	一般競争	3四半期	下水合併
25	給配水管移設工事	東中1丁目	約3ヶ月	管工事	給配水管移設工事□1式	一般競争	3四半期	下水合併
26	給配水管移設工事	田井新町	約3ヶ月	管工事	給配水管移設工事□1式	一般競争	3四半期	下水合併
27	給配水管移設工事	市場	約3ヶ月	管工事	給配水管移設工事□1式	一般競争	3四半期	下水合併
28	給配水管移設工事(大和平野)	出	約3ヶ月	管工事	給配水管移設工事□1式	一般競争	3四半期	
30	陝西配水場無停電電源装置取替工事	陝西配水場	約3ヶ月	電気工事	無停電装置取替工事□1式	一般競争	3四半期	
31	陝西配水場高圧気中開閉器及びケーブル取替工事	陝西配水場	約3ヶ月	電気工事	高圧気中開閉器及びケーブル取替工事□1式	一般競争	3四半期	
32	陝西配水場ポンプ整備	陝西配水場	約3ヶ月	機械器具設置	オーバーホール□1式	一般競争	2四半期	

様式第3号(第2条関係)

平成25年度4月大和高田市公共工事発注見通し公表書

(教育委員会教育総務課)

No.	工事名称	工事場所	工事期間 (約ヶ月)	工事種別	工事概要	入札又は 契約方法	入札時期	備考
1	高田小学校耐震改修工事(校舎)	大中東町	約6ヶ月	建築工事	地震補強及び壁・床改修	一般競争	1四半期	
2	豊園小学校耐震改修工事(校舎)	有井	約6ヶ月	建築工事	地震補強及び壁・床改修	一般競争	1四半期	
3	陵西小学校耐震改修工事(校舎)	池田	約6ヶ月	建築工事	地震補強及び壁・床改修	一般競争	1四半期	
4	菅原小学校便所改修工事	根成柿	約2ヶ月	管工事	洋式便器改修	一般競争	2四半期	
5	片塩小学校消火設備改修工事	大中東町	約2ヶ月	管工事	消火設備改修	一般競争	2四半期	
6	片塩中学校学校間仕切設置工事	中三倉堂2丁目	約3ヶ月	建築工事	間仕切り替え(4箇所)	一般競争	1四半期	

様式第3号(第2条関係)

平成25年度4月大和高田市公共工事発注見通し公表書

(教育委員会生涯学習課)

No.	工事名称	工事場所	工事期間 (約ヶ月)	工事種別	工事概要	入札又は 契約方法	入札時期	備考
1	大和高田市立図書館南壁修理	市立図書館	約1ヶ月	建築工事	図書館南壁修理一式	一般競争	2四半期	

告示第53号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年4月1日

大和高田市 市長 吉田 誠 克

1. 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
2. 移動年月日

平成25年3月4日、同月6日、同月12日、同月14日、同月21日、同月25日、同月27日

### 3. 移動対象区域

近鉄松塚駅・近鉄築山駅・近鉄大和高田駅・近鉄高田市駅・JR高田駅・近鉄浮孔駅周辺自転車等放置禁止区域

### 4. 保管場所

大和高田市曾大根  
大和高田市高架下自転車保管所

### 5. 引取期間

移動日から60日間。ただし、祝日は除く。

### 6. 引取時間

午前9時～正午・午後1時～午後5時 ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午

### 7. 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア. 移動費 2,000円

イ. 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

### 8. 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話(0745)22-1101(代表)

## 公 告

### 公告第22号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成25年3月14日

大和高田市長 吉田誠克

1 業務名	大和高田市都市再生整備事業の計画・設計業務
2 業務対象場所	大和高田市片塩町地内
3 業務期間	契約締結の日から平成25年10月31日(木)まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとし、 (1) 平成24年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の「測量・建設コンサルタント業務等」の建築関係建設コンサルタント業務に登録されており、かつ、平成25年度登録される者であること。 (2) 平成15年4月1日以降において延床面積3000㎡以上の地域交流センター等の設計業務について元請けとして履行実績を有する者であること。 (3) 平成15年4月1日以降において地域振興施設等のまちおこしに関する基本計画について元請けとして履行実績を有する者であること。 (4) 管理技術者として1級建築士を1名、主任技術者として構造1級建築士と技術士(建設部門 都市及び地方計画)を各1名自社社員により配置できる者であること。ただし、管理技術者が構造1級建築士である場合は、主任技術者の構造

	<p>1級建築士を兼ねることができるものとする。                  (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。                  (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。                  (7) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(2)及び5(3)の要件を満たすことを証するもの(該当工事の契約書等)の写しと、5(4)に示すところの配置予定技術者名簿を(1)の申請書と同時に提出してください。配置予定技術者名簿には資格者証の写し及び自社社員であることを証するもの(保険証等)の写しを添付してください。また、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成25年3月14日(木)から平成25年3月21日(木)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、最終日は午後4時まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年3月21日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の配布等</p>	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布等の期間 平成25年3月14日(木)から平成25年3月21日(木)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 配布等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p> <p>(4) 費用の負担 配布に係る費用は、頂きません。</p>
<p>9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成25年3月14日(木)から平成25年3月22日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p>

	<p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成25年3月25日(月)正午まで</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成25年3月27日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成25年3月28日(木)午前11時00分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 本庁舎4階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。</p>
17 最低制限価格	<p>¥45,030,000円(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

**公告第23号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成25年3月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	敷枝築山地内管渠工事(54)・給配水管移設工事(G54)
-------	------------------------------

2 工事場所	大和高田市築山地内
3 工事期間	契約締結の日から平成25年7月31日(水)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとし、</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 平成24・25年度大和高田市格付け等級がCであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成25年3月15日(金)から平成25年3月19日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、最終日は午後4時まで。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年3月19日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>



8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成25年3月15日(金)から平成25年3月22日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成25年3月15日(金)から平成25年3月22日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成25年3月22日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成25年3月27日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成25年3月28日(木)午前9時00分</p> <p>(2) 場所 中和広域消防高田消防署 2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥13,670,000円(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>

19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

**公告第24号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成25年3月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	土枝土庫2丁目地内管渠工事（57）・給配水管移設工事（G57）
2 工事場所	大和高田市土庫2丁目地内
3 工事期間	契約締結の日から平成25年7月31日（水）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 (2) 平成24・25年度大和高田市格付け等級がCであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) 大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査を受けた日まで）でない者であること。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、（1）の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。 (3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け

	<p>付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成25年3月15日(金)から平成25年3月19日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、最終日は午後4時まで。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年3月19日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成25年3月15日(金)から平成25年3月22日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成25年3月15日(金)から平成25年3月22日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成25年3月22日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成25年3月27日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成25年3月28日(木)午前9時15分</p> <p>(2) 場所 中和広域消防高田消防署 2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表</p>

	開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥10,310,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

**公告第25号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成25年3月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	敷枝築山地形内管渠工事(60)・給配水管移設工事(G60)
2 工事場所	大和高田市築山地形内
3 工事期間	契約締結の日から平成25年7月31日(水)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 (2) 平成24・25年度大和高田市格付け等級がCであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行

	<p>中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成25年3月15日(金)から平成25年3月19日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、最終日は午後4時まで。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年3月19日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成25年3月15日(金)から平成25年3月22日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成25年3月15日(金)から平成25年3月22日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成25年3月22日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p>

の提出方法	<p>(1) 期限 平成25年3月27日（水）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1.1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
1.2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1.3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成25年3月28日（木）午前9時30分</p> <p>(2) 場所 中和広域消防高田消防署 2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
1.4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1.5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1.6 契約保証金	免除します。
1.7 最低制限基準比較価格	¥9,860,000円（消費税等抜き）
1.8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1.9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2.0 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

**公告第26号**

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供します。

平成25年3月25日

大和高田市長 吉田誠克

**教育委員会**

**教育委員会訓令第1号**

大和高田市立学校外国人講師配置等業務プロポーザル選定委員会設置要綱を廃止する訓令を次のように定める。

平成25年3月6日

大和高田市教育委員会

委員長 吉村博一

大和高田市立学校外国人講師配置等業務プロポーザル選定委員会設置要綱を廃止する訓令  
大和高田市立学校外国人講師配置等業務プロポーザル選定委員会設置要綱(平成24年教育委員会訓令第1号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

**教育委員会告示第3号**

大和高田市教育委員会3月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成25年3月8日

大和高田市教育委員会

委員長 吉村博一

記

日 時 平成25年3月15日(金)午後2時00分

場 所 さざんかホール 4階 会議室

議 案 第1号 第61回市民歩こう会実施要項(案)について

第2号 第66回大和高田市民体育大会《種目別大会》実施要項(案)について

第3号 後援願いについて

第4号 その他

**教育委員会告示第4号**

大和高田市教育委員会3月臨時委員会を下記のとおり招集する。

平成25年3月19日

大和高田市教育委員会

委員長 吉村博一

記

日 時 平成25年3月25日(月)午後3時30分

場 所 大和高田市役所 別棟2階 教育長室

議 案 第1号 教職員人事について

第2号 その他

**教育委員会告示第5号**

大和高田市教育委員会3月臨時委員会を下記のとおり招集する。

平成25年3月21日

大和高田市教育委員会

委員長 吉村博一

記

日 時 平成25年3月22日(金)午後3時00分

場 所 大和高田市役所 4階 委員会室

議 案 第1号 市内学校の状況報告について



第2号 その他

教育委員会告示第6号

大和高田市教育委員会3月臨時委員会を下記のとおり招集する。

平成25年3月25日

大和高田市教育委員会  
委員長 吉村博一

記

日時 平成25年3月27日(水) 午前11時00分

場所 大和高田市役所別棟 2階 教育長室

議案 第1号 市職員人事について  
第2号 その他

教育委員会告示第7号

児童ホーム臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年3月27日

大和高田市教育委員会  
委員長 吉村博一

児童ホーム臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示

児童ホーム臨時職員の任用等に関する要綱(平成16年教育委員会告示第6号)の一部を次のように改正する。

第11条中「人事課長」を「人事課長」に改める。

様式第1号中「児童ホーム臨時職員任用書(新規任用・更新)」を「児童ホーム臨時職員任用書」に、「現住所(〒 - )」を「〒 - 」に、

「

通勤距離及び 通勤方法	自宅から勤務場所まで km <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車・単車等 <input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> 交通機関(電車・バス)
----------------	--

」を

「

通勤方法	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車・単車等 <input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> 交通機関(電車・バス)
------	--

」に、

「

報酬等の額	月額	円	日額	円
通勤手当	・支給 ・不支給	円	社会保険等の	有・無

」を

「

報酬等の額	月額	円	時間額	円
通勤手当	支給・不支給		社会保険等の加入	社保(有・無) 雇保(有・無)

」に

改める。



様式第2号中

「

報酬等の額	( 月額 ・ 日額 )	円
通勤手当	支給	円 ・ 不支給

」を

「

報酬等の額	( 月額 ・ 時間額 )	円
通勤手当	支給	・ 不支給

」に、

「

社会保険等加入	有	・	無
休日			
勤務時間			
業務内容			

」を

「

社会保険等加入	社会保険 ( 有 ・ 無 )	雇用保険 ( 有 ・ 無 )
休日		
勤務時間		
休暇		
業務内容		

」に

改める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

**選挙管理委員会**

**大和高田市選挙管理委員会告示第6号**

平成25年3月2日現在の大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1、6分の1及び50分の1の数は、次のとおりである。

平成25年3月2日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 西川勝彦

3分の1の数 19,102人  
6分の1の数 9,551人  
50分の1の数 1,147人

**大和高田市選挙管理委員会告示第7号**

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成25年3月25日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 西川勝彦

1 日 時 平成25年3月31日（日）午前9時00分

- 2 場所 大和高田市大字大中100番地1  
大和高田市役所 3階 東会議室
- 3 議案 第1号 平成25年3月31日確定期日における大和高田市農業委員会委員選挙  
人名簿について  
第2号 その他

**大和高田市選挙管理委員会告示第8号**

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第14条第5項の規定による選挙権を有する者の総数の2分の1の数は、次のとおりである。

平成25年3月31日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 西川勝彦

2分の1の数 1,407人

**選挙管理委員会告示第9号**

大和高田市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月31日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 西川勝彦

大和高田市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

大和高田市選挙管理委員会規程(昭和36年選挙管理委員会告示第7号)の一部を次のように改正する。

第14条の見出し中「事務室」を「事務局」に改め、同条中「大和高田市市民部市民課内に事務室」を「委員会に大和高田市選挙管理委員会事務局(以下「事務局」という。)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 事務局に事務係を置く。

第14条の3第1項中「事務室」を「事務局」に、「書記長及び主任書記」を「事務局長を、事務係に係長」に改め、同条第2項中「事務室」を「事務局」に改める。

第14条の4を削る。

第14条の5中「書記長」を「事務局長」に改め、同条を第14条の4とする。

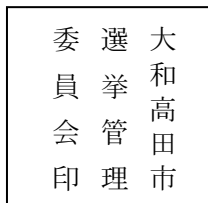
第14条の6中「直近下位の」を「委員長が指名する」に改め、同条を第14条の5とする。

第14条の7中「書記長」を「事務局長」に改め、同条第3号中「傭人の使用」を「職員の任用」に改め、同条を第14条の6とする。

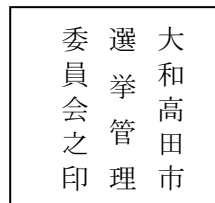
第15条中「すべて書記長」を「全て事務局長」に改め、同条ただし書中「書記長」を「事務局長」に改める

第17条中「書記長の公印」を「事務局長の公印」に、

「



「



」を

」に、

記	委	選	大
長	員	挙	和
之	会	管	高
印	書	理	田

事	理	市	大
務	委	選	和
局	員	挙	高
長	会	管	田

」を 」に改める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

**農業委員会**

**農業委員会告示第4号**

大和高田市農業委員会4月定例委員会を次のとおり招集する。

平成25年3月26日

大和高田市農業委員会

会長 高井信安

日 時 平成25年4月10日(水)午後3時

場 所 大和高田市役所 3階 東会議室

議 案 第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について  
第2号 その他

**公平委員会**

**公平委員会規則第1号**

大和高田市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月31日

大和高田市公平委員会

委員長 阪口 治

大和高田市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

大和高田市管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年公平委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表中「企画法制課の係長」を「企画法制課企画法制係長」に、「書記長」を「事務局長」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

**公営企業**

**企業管理規程第1号**

大和高田市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する規程を次のように定める。

平成25年3月19日

大和高田市水道事業管理者

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第12条に規定する布設工事の監督者(以下「布設工事監督者」という。)及び第19条に規定する水道技術管理者の指名及び任命並びに職務の内容等について、必要な事項を定めるものとする。

(布設工事監督者の指名)

第2条 布設工事監督者は、大和高田市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成24年条例第20号。以下「条例」という。)第3条の資格を有する職員のうちから、水道事業管理者が指名する。

2 水道事業管理者は、前項の規定により布設工事監督者に指名した者に対して布設工事監督者証(様式第1号)を交付するものとする。

(布設工事監督者の職務)

第3条 布設工事監督者は、水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う。

2 布設工事監督者は、監督業務を行うに当たっては、その身分を示す布設工事監督者証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(水道技術管理者の任命)

第4条 水道技術管理者は、条例第4条の資格を有する職員のうちから、水道事業管理者が任命する。

2 水道事業管理者は、前項の規定により水道技術管理者に任命した者に対して水道技術管理者証(様式第2号)を交付するものとする。

(水道技術管理者の職務)

第5条 水道技術管理者は、次に掲げる技術的な業務の全てを統括し、これらの職務に従事する他の職員に対し、必要な技術的指導、監督及び命令を行う。

(1) 水道施設が法第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査に関すること。

(2) 法第13条第1項の規定による水質検査及び施設検査に関すること。

(3) 給水装置の構造及び材質が法第16条の規定に基づく水道法施行令(昭和32年政令第336号)で定める基準に適合しているかどうかの検査に関すること。

(4) 法第20条第1項の規定による水質検査に関すること。

(5) 法第21条第1項の規定による健康診断に関すること。

(6) 法第22条の規定による衛生上の措置に関すること。

(7) 法第23条第1項の規定による給水の緊急停止に関すること。

(8) 法第37条前段の規定による給水停止に関すること。

(9) その他水道の管理についての技術上の職務に関すること。

2 水道技術管理者は、前項第1号から第6号まで及び第9号に掲げる検査その他の措置を行った場合、その事項が重要又は異例と認められるときは、水道事業管理者に報告しなければならない。

3 水道技術管理者は、第1項第7号又は第8号に規定する措置を講ずるときは、事前に水道事業管理者に通知しなければならない。ただし、人の生命を即時に害するおそれのある場合等における緊急の措置については、この限りでない。

4 水道技術管理者は、業務を行うに当たっては、その身分を示す水道技術管理者証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(資格証の再交付)

第6条 水道事業管理者から布設工事監督者証又は水道技術管理者証(以下「資格証」という。)の交付を受けた者は、資格証を紛失し、又は使用に耐えない程度に汚損若しくは破損し、又は記載事項に異動があった場合には、速やかに水道事業管理者に報告し、資格証の再交付を受けなければならない。

2 前項の再交付を受ける場合は、先に交付を受けた資格証を返納(紛失した場合を除く。)しなければならない。

(濫用の禁止)

第7条 水道事業管理者から資格証の交付を受けた者は、この証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(資格証の返納)

第8条 水道事業管理者から資格証の交付を受けた者は、資格を失ったときは、資格証を水道事業管理者に返納しなければならない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、水道事業管理者が定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

大和高田市水道事業管理者	印	この証を携帯する者は、大和高田市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する規程第2条の規定による布設工事監督者であることを証する。	所属 氏名	年 月 日 交付	布設工事監督者証
--------------	---	---	----------	----------	----------

様式第2号(第4条関係)

大和高田市水道事業管理者  <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto;">印</div>	この証を携帯する者は、大和高田市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する規程第4条の規定による水道技術管理者であることを証する。	水道技術管理者証  所属 氏名  年 月 日 交付
--	---	--

企業管理規程第2号

大和高田市水道事業決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月31日

大和高田市水道事業管理者

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市水道事業決裁規程の一部を改正する規程

大和高田市水道事業決裁規程(平成9年企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第15号中「工事の起工の決定並びに」を削る。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

水道事業告示第2号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、水道料金等の収納事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定により告示します。

平成25年4月1日

大和高田市水道事業管理者

大和高田市長 吉田誠克

1. 受託者の氏名

- ・中村 京子
- ・岡本 智恵子
- ・堀川 實
- ・佐藤 薫

- ・阪本 友子
- ・増田 善昭
- ・狩野 俊信

2. 委託期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

---

**水道事業告示第3号**

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年企業管理規程第2号)第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

平成25年4月1日

大和高田市水道事業管理者

大和高田市長 吉田 誠 克

業者名 有限会社 北 西 工 業  
代表者名 河 島 信 行  
所在地 奈良県奈良市西九条町2丁目2番22号